

第2次
多治見市
都市計画
マスタープラン

人にやさしく、活力のあるまち
～集約・再生型都市計画～

(改訂計画)

2016 ▶ 2020

岐阜県 多治見市



『人にやさしく、活力あるまち』 集約・再生型都市計画

多治見市と笠原町は、平成 18 年 1 月に合併し、今年で 10 年の節目を迎えました。

全国的には、この 10 年で人口減少問題が顕在化し、各自治体で少子化対策や定住促進策が重要視されるようになっていきます

多治見市では、平成 28 年 4 月から「第 7 次多治見市総合計画」がスタートします。

第 7 次総合計画では、これまでの成果から多治見市が直面している課題を整理し、「まると元気！多治見」の基本方針のもと、次世代に引き継ぐ「多治見らしさ」として「生活利便性と自然環境が調和するまち」、「美濃焼の伝統を引き継ぐまち」、「子育てしやすいまち」、「中心市街地も郊外地域も住みやすいまち」、「交通アクセスに優れたまち」、「市民活動が活発なまち」の実現に向けて取組みを進めることとしています。

この一環として、新しい総合計画のスタートにあわせて、都市計画に関する基本方針である「第 2 次多治見市都市計画マスタープラン」についても改訂することとしました。

改訂計画では、これまでの「都市計画の理念」を継承するとともに、総合計画との整合を図りながら、まちづくりの方針を定めます。

「集約・再生型都市計画」の推進にあたっては、「交通施策」や「住環境施策」、「緑化施策」にも取り組んでいきます。「交通施策」では「くらしの足の確保」を含めた「公共交通ネットワークの構築」、「住環境施策」では「定住促進」に向けた「まちなか居住の推進」や「住宅団地の空洞化対策」、「緑化施策」では快適でうるおいのある居住環境をめざして、まちなかの緑や市街地外縁の斜面緑地の保全や創出について取り組んでいきます。

「まると元気！多治見」の実現には市民のみなさんのご理解とご協力が必要です。元気で魅力にあふれた多治見のまちづくりに一緒に取り組んでいきましょう。

平成 28 年 3 月吉日

多治見市長

古川 建典

第2次多治見市都市計画マスタープラン 改訂計画

—目 次—

第1章 マスタープランの改訂にあたって

1 多治見市の都市計画

- (1) 都市計画マスタープランの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 多治見市における都市計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 マスタープランの改訂の背景と視点

- (1) マスタープラン策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 第2次計画改訂の背景・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 改訂にあたっての上位・関連計画の検証・・・・・・・・ 9
- (4) 第2次計画「まちづくり重点施策」の展開状況・・・・・・ 12

第2章 全体構想

1 都市計画の目標と方針

- (1) 都市計画の理念とマスタープランの基本方針・・・・・・・・ 16
- (2) 将来フレーム・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (3) まちづくりエリアでの展開・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (4) まちづくり重点施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

2 部門別方針

- (1) 低炭素社会づくりの方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (2) 都市的土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (3) 自然環境の保全・活用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- (4) 交通システムの整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- (5) 都市施設の配置・整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- (6) 居住環境の保全・形成方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第3章 地区別構想

1 中央部市街地エリア

- (1) エリアの課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- (2) まちづくりの現況・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- (3) まちづくりのテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- (4) 市街地の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- (5) 自然的環境の保全・活用に関する方針・・・・・・・・ 51
- (6) 交通システム整備に関する方針・・・・・・・・ 52
- (7) 生活環境整備に関する方針・・・・・・・・ 52
- (8) 重点的取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

2 東部丘陵地エリア

(1) エリアの課題	58
(2) まちづくりの現況	58
(3) まちづくりのテーマ	60
(4) 市街地の整備方針	60
(5) 自然的環境の保全・活用に関する方針	61
(6) 交通システム整備に関する方針	63
(7) 生活環境整備に関する方針	63
(8) 重点的取り組み	64

3 西部・南部丘陵地エリア

(1) エリアの課題	68
(2) まちづくりの現況	68
(3) まちづくりのテーマ	70
(4) 市街地の整備方針	70
(5) 自然的環境の保全・活用に関する方針	72
(6) 交通システム整備に関する方針	72
(7) 生活環境整備に関する方針	73
(8) 重点的取り組み	74

資料

用語の解説	78
-------	----

第 1 章 マスタープランの改訂にあたって

1 多治見市の都市計画…………… 2

2 マスタープランの改訂の背景と視点…………… 6

第1章 マスタープランの改訂にあたって

1 多治見市の都市計画

(1) 都市計画マスタープランの位置づけ

ア. マスタープランの役割

『多治見市都市計画マスタープラン』は、「多治見市総合計画」、「多治見市環境基本計画」、「国土利用計画(多治見市計画)」等と整合・連携をとりながら、都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めたもので、第1次計画は平成13年3月、第2次計画は平成22年11月に策定しています。

第2次計画(第2次都市計画マスタープラン)は、第6次総合計画(平成20年3月策定、計画期間：平成20～27年度)との整合・連携のもとに、都市の発展の動向や人口・産業の現状及び将来の見通しを勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにしていくことを基本としています。また、都市計画への市民参加を念頭に、都市計画以外の各種計画との相互調整を図り、まちづくりの総合性を確保しています。

- 都市の将来像や、まちづくりの目標と方針を明らかにし、市民の都市計画に対する理解と参加を容易にします。
- 土地利用、都市施設などの個別具体の都市計画やその他各種計画との相互調整を図り、まちづくりの総合性を確保します。

イ. 第2次計画改訂の目的

第7次総合計画の策定に合わせ、都市計画分野における総合計画との早期かつ的確な連携を図るため、平成32年を計画目標とする第2次計画の改訂を行いました。

第7次総合計画でのまちづくり方針“まるごと元気！多治見”の実現に向けて、第2次計画における都市計画の理念『人にやさしく、活力あるまちづくり』（集約・再生型都市計画）に基づく施策展開の必要性とともに、各部門別・地域での方針や取り組みを検証・確認しています。

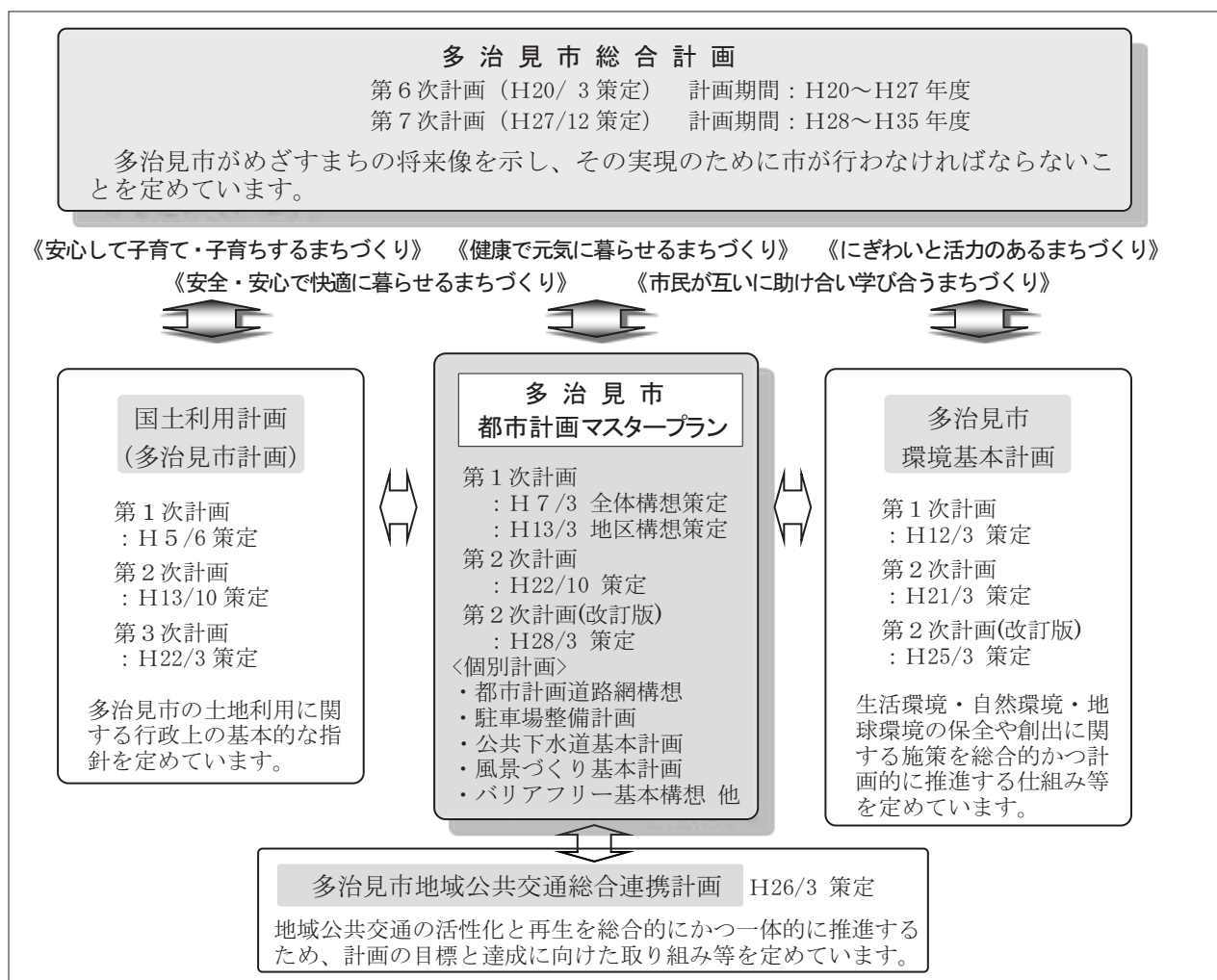
なお、改訂にあたっては、総合計画、環境基本計画、国土利用計画に加え、集約・再生型都市計画の実現に向けて「地域公共交通網形成計画」との整合・連携に留意しています。

ウ. 第2次改訂計画の計画期間

第2次計画の目標年次は平成32年であることから、第2次改訂計画の計画期間は平成28年度から平成32年度までとします。

ただし、都市の将来像の検討においては、長期的な視野に立った展望が必要であることから、目標年次を超えた検討を行うとともに、整備に相当期間を要する都市基盤施設(道路等)には、目標年次を超えた計画も含めます。

- 第2次改訂計画は平成32年を目標年次とし、計画期間は平成28年度から平成32年度までを基本とします。



（２）多治見市における都市計画の概要

旧多治見市と笠原町との市町合併(平成 18 年 1 月 23 日)を受けて、平成 22 年 12 月に多治見都市計画に笠原都市計画を統合、併せて笠原町に都市計画の区域区分を新たに定め、合併後の新都市計画をスタートしました。その後、平成 28 年 4 月に区域区分及び用途地域の局所的・軽易な変更を行いました。

◇多治見都市計画と旧笠原都市計画の統合状況と現況

	多治見都市計画	(旧)笠原都市計画
都市計画区域	指 定：昭和 27 年 4 月 6,368ha 統合前：平成 22 年 12 月 7,779ha 統合時：9,124ha 現 在：平成 28 年 4 月 9,125ha	指 定：昭和 49 年 9 月 1,346ha 統合前：平成 22 年 12 月 1,345ha (廃 止)
用途地域	指 定：昭和 43 年 4 月 1,270ha 統合前：平成 22 年 12 月 2,618ha 統合時：3,101ha 現 在：平成 28 年 4 月 3,121ha	指 定：平成 3 年 8 月 479ha 統合前：平成 22 年 12 月 473ha (廃 止)
都市計画 区域区分 (線引き)	指 定：平成 8 年 10 月 2,659ha 統合前：平成 22 年 12 月 2,618ha 統合時：3,101ha 現 在：平成 28 年 4 月 3,121ha	非指定

ア. 土地利用に関する計画

都市計画区域内を市街化区域及び市街化調整区域に区分し、用途地域などの地域地区を指定するなど、土地利用について規制・誘導をしています。

① 都市計画区域区分（線引き）

- ◆ 昭和40年代以降に市街地周辺の丘陵地で展開された住宅団地開発によって都市化が急激に進展した半面、中心市街地の空洞化や中心部での自動車交通量の増加、丘陵地の緑の減少などの問題が発生しました。

このため、計画的な市街地形成をめざして、平成8年10月に旧多治見市で都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する都市計画区域区分（線引き）を実施しました。

- ◆ 旧笠原町では、都市計画の統合と合わせて平成22年12月に線引きを実施しました。

② 地域地区

- ◆ 市街地(市街化区域)に『用途地域』を指定し、良好な都市環境の形成をめざしています。

現在、市域では住居系6区分・商業系2区分・工業系2区分の合計10区分の用途地域を指定しています。

- ◆ 市街地に隣接する緑地を主体に『風致地区』を指定し、良好な自然環境を保全しています。

現在、高根山、虎溪山、窯洞、中峰谷及び池田の5つの風致地区計 約110haを指定しています。

- ◆ 陶磁器・タイル関連の生産施設が立地する市街地に『特別工業地区』を指定しています。用途地域による建築制限を緩和し、地場産業の保護育成を図る地区と、特定の工場などの建築制限を強化し、周辺的生活環境の保全を図る地区があります。

- ◆ 商業地域を主体とする中心市街地と笠原地区の近隣商業地域の一部に『防火・準防火地域』を指定し、建物が密集する市街地での不燃化を進めています。

- ◆ 中心市街地に『駐車場整備地区』を指定し、駐車場整備の促進による円滑な道路交通環境の形成をめざしています。

イ. 都市施設の現況

道路、公園・緑地、下水道など、都市での生活にとって必要な施設の配置や規模について定めています。

① 都市計画道路

- ◆ 平成27年3月末現在で31路線、総延長82.0kmの道路を都市計画決定しており、そのうち52%の整備を完了しています。

- ◆ 都市計画道路は、人や車の円滑な移動ルートであるとともに、防災・環境面、上下水道等のライフラインの設置場所として、快適な都市環境の形成において欠くことができない施設です。

② 都市計画公園・緑地

- ◆ 平成26年4月末現在で都市計画公園27ヶ所、都市計画緑地3ヶ所の約132haを都市計画決定しており、そのうち90%の公園・緑地を開設しています。

- ◆ 都市計画決定されたものの他に、98ヶ所約35haの公園を開設しており、都市計画区域の約1.7%、市民一人当たり13.4㎡の都市公園・緑地面積を確保しています。

③ 公共下水道

- ◆ 平成 27 年 4 月 1 日現在で約 3,002ha が公共下水道の事業認可区域であり、そのうち 81%の約 2,442ha が公共下水道の処理区域として整備されています。

④ その他の都市施設

- ◆ 市民が共同で利用する根幹的な施設として、汚物処理場、ごみ焼却場、市営駐車場、市民病院、文化会館、都市計画自由通路（多治見駅南北連絡線）、火葬場を都市施設として都市計画に定めています。

ウ. 市街地開発事業の現況

道路や公園の整備が遅れた市街地で実施する土地区画整理事業や、中高層の再開発ビルの建設に併せて道路・広場を整備する市街地再開発事業について定めています。

① 土地区画整理事業

- ◆ 宅地を整形化しながら道路や公園などを一体的に整備する効果的なまちづくり手法で、土地の所有者や住民が話し合って新しいまちをつくっていく事業です。現在、多治見駅北地区、住吉地区、笠原神戸・栄地区で事業を進めています。

② 市街地再開発事業

- ◆ 昭和 43～46 年に多治見駅南地区において約 0.9ha を「多治見駅前防災建築街区」として整備しました。現在、当該地区を含めた区域について、市街地再開発事業の事業化に向けた検討を進めています。

エ. 地区計画等に関する計画

土地利用、都市施設、市街地開発事業に関する計画に加えて、地区ごとの特性に応じて定める詳細計画です。

① 地区計画

- ◆ 良好な居住環境の保全や優れた環境の形成など、それぞれの地区特性にふさわしいきめ細かなまちづくりを誘導する計画です。土地や建物所有者などの住民が主体となって検討し、関係者の合意のもとに定めていきます。
- ◆ 商業機能と居住機能の調和をめざして多治見駅北地区において、地区計画を指定しています。
- ◆ 将来にわたる良好な居住環境の維持増進に向けて丘陵部の 4 ケ所の団地において、地区計画を指定しています。
- ◆ 産業振興と地域活力の向上をめざして市街化調整区域の山吹地区と長瀬地区において、地区計画を指定しています。なお、山吹地区については、市街化区域への編入を進めています。（H28/4 編入予定）
- ◆ 地域医療の高度化を目的として、前畑地区において、防災に配慮しながら土地の健全な高度利用を図る地区計画の指定を進めています。

2 マスタープランの改訂の背景と視点

(1) マスタープラン策定の経緯

第1次計画（第1次多治見市都市計画マスタープラン）は、都市計画法の平成4年改正法を受けて、平成7年3月に全体構想を策定し、その後の都市計画区域区分（線引き）や、市民参加によるまちづくり研究会での話し合いなどを経て、平成13年3月に地区別構想を加えた正規のマスタープランとしてスタートしました。

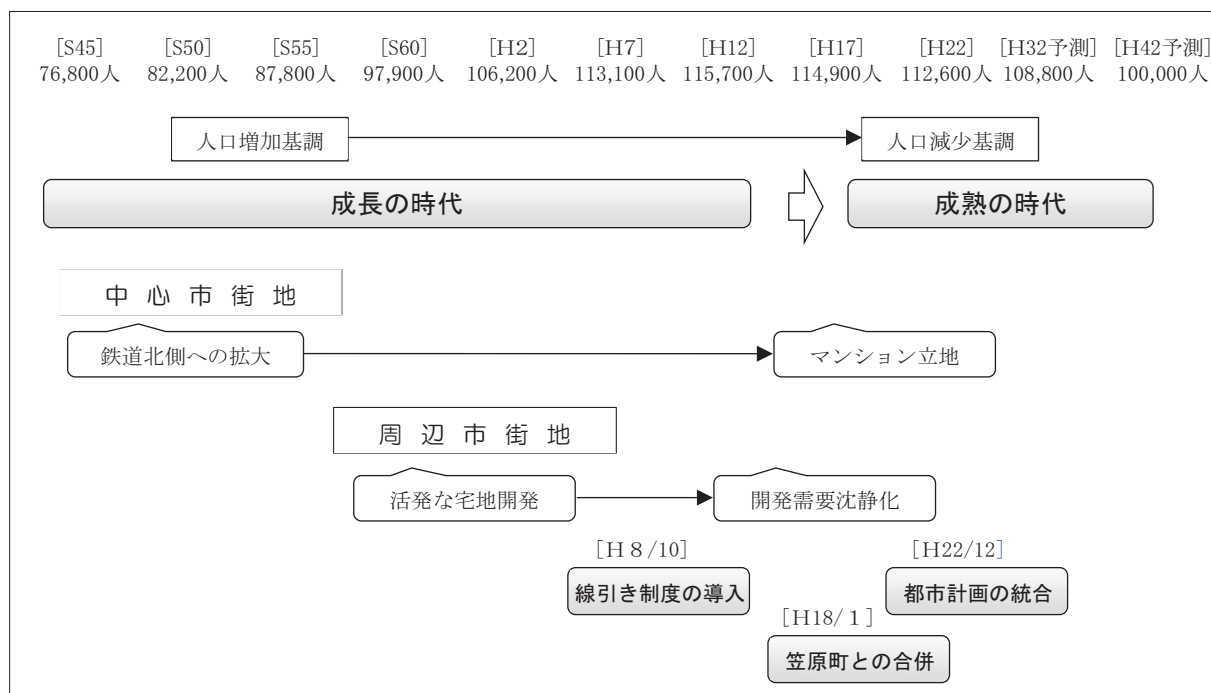
第1次計画は、平成22年を目標（計画期間：10年）としてきましたが、その間に人口減少基調が定着し社会全体が成長から成熟の時代に移行したことや、市町合併によりそれぞれの市町で異なっていた都市計画制度の統合が必要になったこと、さらには、平成20年4月から第6次多治見市総合計画がスタートしたことなど、多治見市を取り巻く社会情勢が大きく変化してきたため、計画の見直しが必要になりました。

〈第2次計画策定の背景〉

成長から成熟の時代への移行

既成市街地の周辺丘陵地では、高度経済成長を背景とし、安価で通勤利便の高い土地を求めて宅地開発が盛んに行われ、著しい人口増加を招いてきました。近年では、丘陵部での宅地開発は沈静化し、市街地中心部の多治見駅北西部を中心にマンションが建設されましたが、人口は減少基調に転じています。

このため、予想以上の速さで進行する人口減少社会に対応できる都市計画として、平成22年11月に第2次計画を策定し、現在に至っています。



(2) 第2次計画改訂の背景

第2次計画策定から5年を経過し、計画の中間見直し時期を迎えたことに加え、「第7次総合計画」が平成28年度にスタートすることを踏まえ、第2次改訂計画を策定しました。改訂計画は、第2次計画の後期計画となるもので平成32年を目標年次としています。

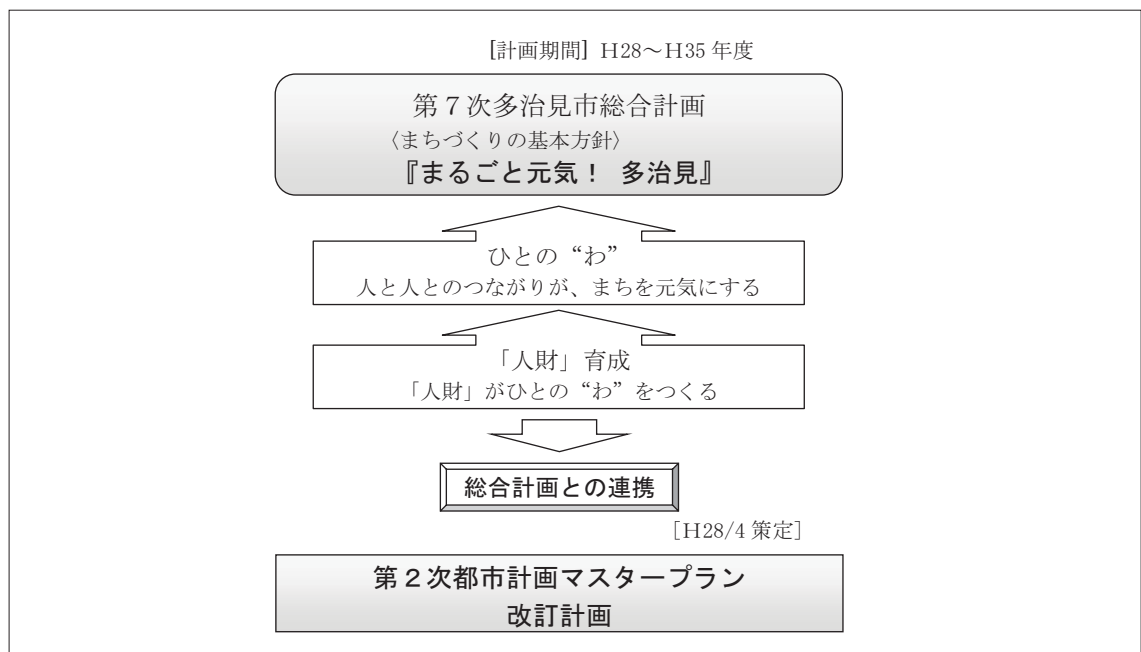
改訂にあたっては、第7次総合計画でのまちづくりの基本方針“まるごと元気！多治見”の実現に向けて、都市計画分野での的確な連携を早期に図るとともに、平成22年の市街地人口が予想を上回る減少を呈したことに對して、第2次計画で示される「定住化の促進」や「市街地の整序」に関する取り組みを強化・充実することを念頭にとりまとめています。

〈改訂の背景①〉

「新しい市総合計画」のスタート

第6次総合計画の成果整理を通じて抽出した基本的な課題(少子化対策、定住の促進、女性の活躍推進、高齢者の活躍推進、経済の活性化、地域力の向上、人口減少に対応した行財政運営)の解決に向けて、「第7次多治見市総合計画(平成27年12月策定)」を平成28年度からスタートし、平成35年度までの8年間の行政運営を計画的に進めていきます。

総合計画では、取り組むべきまちづくり方針を『まるごと元気！多治見』とし、人口減少による様々な課題を克服する原動力として多治見らしさを高め、中心市街地と郊外団地、地場産業と新規産業など相対するもの両方を元気にする『まるごと元気』をキーワードとした視点で、まちづくりを進めていく各分野の取り組みが計画されています。そのため、都市計画と総合計画との整合を図る必要性が生じました。

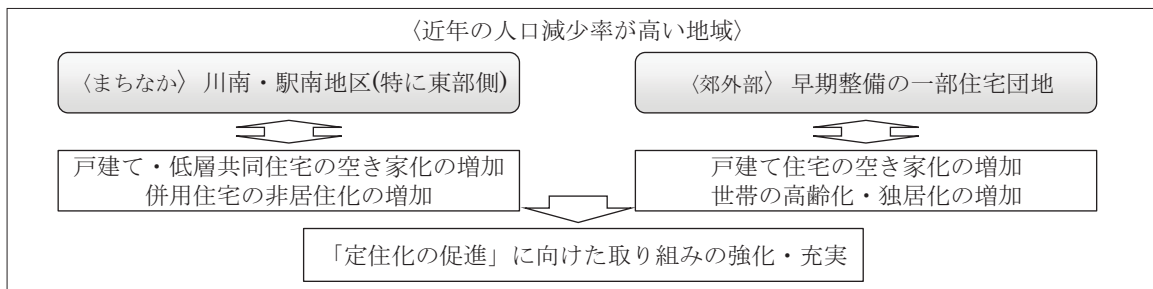


〈改訂の背景②〉

「定住化の促進」の取り組み必要性の高まり

平成22年国勢調査における多治見市の人口は、約112.6千人で、平成17年国勢調査人口(約114.9千人)から約2.3千人減少し、第2次計画における予測数値より約1.0千人少ない結果となりました。多治見駅北地区、住吉地区、笠原神戸・栄地区での土地区画整理事業を契機とした、人口の新規定住や流出抑制等の効果が発揮される前での結果ではあるものの、まちなかの川南・駅南地区(特に東部側)や郊外部の早期に整備された一部の住宅団地において、人口減少率が高くなっています。

なお、まちなかで人口減少が続いている地区では、戸建て・低層共同住宅の空き家化や併用住宅での非居住化が増加、人口減少が高い住宅団地では、空き家化とともに世帯の高齢化・独居化が進んでいます。これらの地区においては、人口減少や高齢化促進に起因して地域経済の空洞化やコミュニティ機能の低下も危惧されるため、地域人口の減少抑制に向けた総合的な取り組みにより、子育て世代を主体とした定住化を促進させる魅力あるまちづくりの必要性がさらに高まってきました。



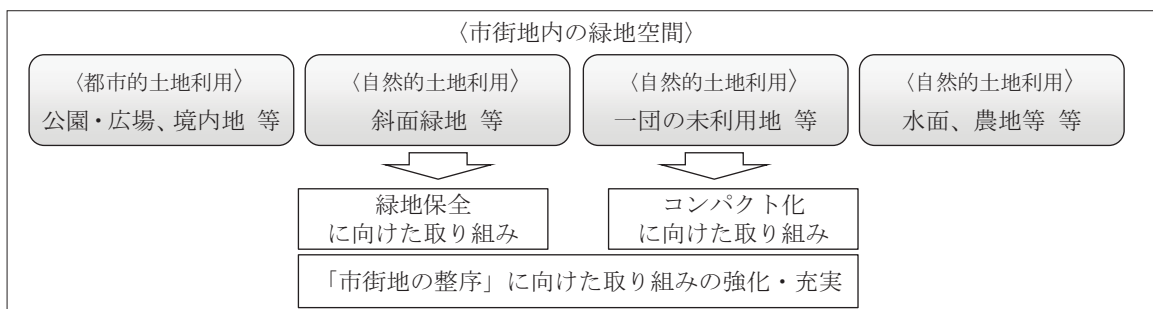
〈改訂の背景③〉

「市街地の整序」の取り組み必要性の高まり

市街地内(市街化区域)には、公園・広場や境内地等の都市的土地利用としての緑地空間に加え、山林・原野や農地等の自然的土地利用地が約500ha(市街地面積約3,100haの約16%)分布しています。この山林・原野には、市街地風景に多治見らしさを醸し出す斜面緑地とともに、開発予定が見直された一団の未利用地等が含まれています。

人口減少社会を前提とする第2次計画では、近年までの膨張・拡散型の都市計画から、集約・再生型の都市計画への転換を計画理念として、各部門や地域での取り組みを計画しています。

また、土岐川等の水辺や市街地内の樹林地など、水と緑のある暮らしを大切にして、快適でうるおいのある生活環境・空間づくりをめざしています。そのため、市街地内の斜面緑地を計画的に管理・保全していくこと、市街地外縁に位置する一団の未利用地等(山林・原野等)を都市計画区域区分(線引き)制度も踏まえて、適切に保全又は利用していくことなど、市街地における緑地保全とコンパクト化に向けたまちづくりの必要性がさらに高まってきました。

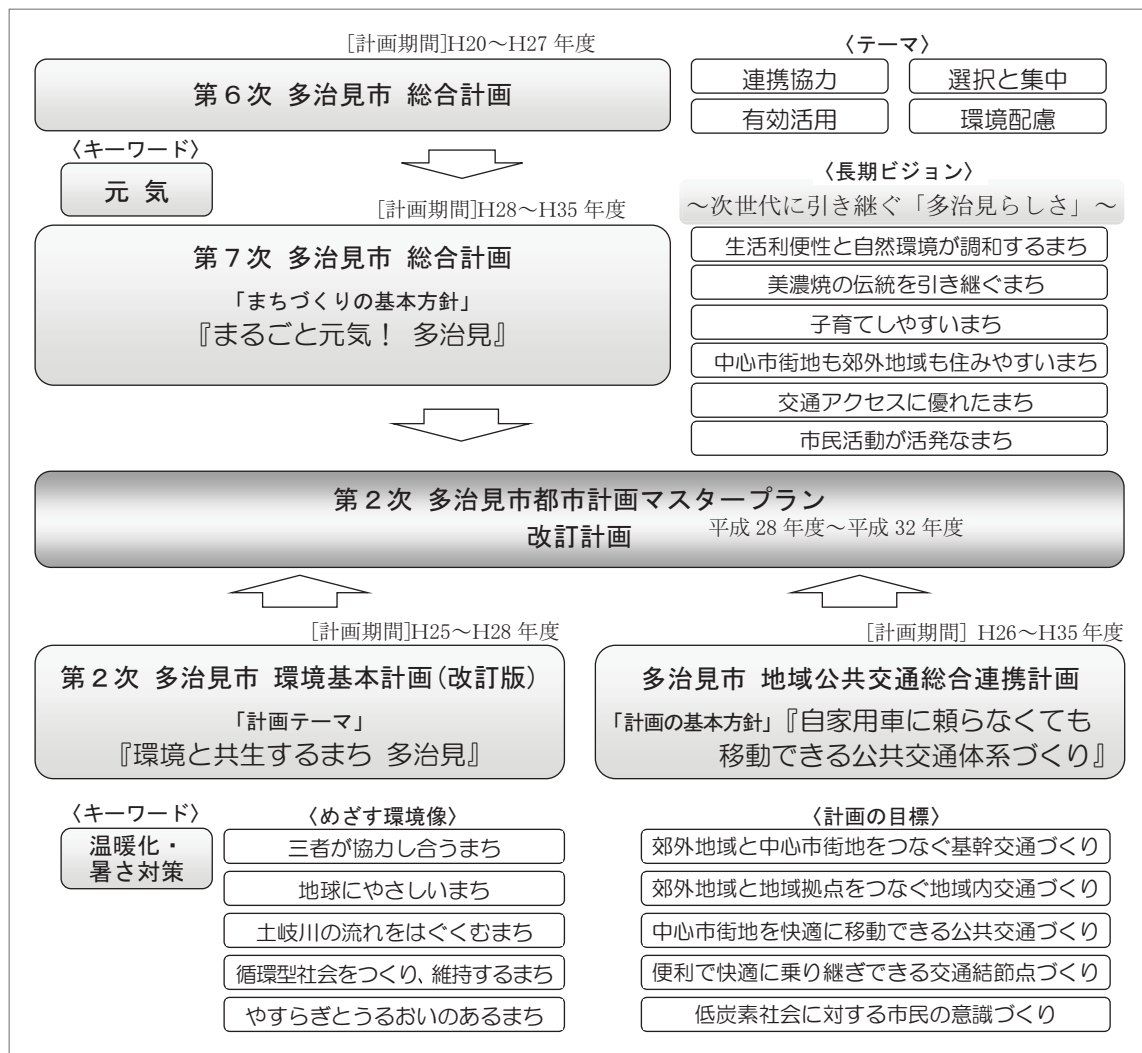


(3) 改訂にあたっての上位・関連計画の検証

都市計画マスタープランは、総合計画で示される各種の政策分野の中でも、主に都市基盤分野の主軸となる計画として土地利用や都市施設整備の方向性を定めます。そこで、第2次計画では第6次総合計画において掲げているテーマから、①『連携協力』②『選択と集中』③『有効活用』④『環境配慮』に留意して計画をとりまとめており、さらに第7次総合計画における長期ビジョン『多治見らしさを高め、次世代に引き継ぐことにより、多治見市を持続・発展させる』を念頭に、改訂計画をとりまとめています。

また、『環境と共生するまち 多治見』を計画テーマとする環境基本計画でめざす環境像を実現していくためには、都市計画分野施策との連携を欠かすことはできません。なかでも『地球温暖化対策』、『暑さ対策』を視点とした計画の具体化が求められています。

なお、第2次計画の理念「集約・再生型都市計画」の目標となるコンパクトシティや地域活性化を実現するため、『地域をつなぎ、集約・再生型のまちを支える都市交通の実現』を戦略の理念とする多治見市総合交通戦略及びその実行計画となる多治見市地域公共交通総合連携計画を策定しました。多治見市がめざす将来のまちと都市交通のビジョン、地域公共交通の活性化と再生を達成するための方針や具体的な対応案を定めており、第2次改訂計画と密接に連携して進めていきます。



ア. 総合計画「長期ビジョン」での多治見らしさ（多治見の魅力や特徴）

① 生活利便性と自然環境が調和するまち

- ◆ 市民生活に必要な都市機能を一定の水準以上に備え、快適で便利に生活することができる一方、市の中心部を流れる土岐川や四方の山々の緑など、豊かな自然環境に恵まれたまちです。

② 美濃焼の伝統を引き継ぐまち

- ◆ 地場産業としての美濃焼、その歴史とともに育まれた文化は、世界に誇れる財産であり、その魅力の発信で、陶磁器産業に携わる人々や陶芸家を志す若者が世界中から集まるまちです。

③ 子育てしやすいまち

- ◆ 保育園や幼稚園での受け入れ体制が整い、各小学校区には児童館や児童センター等が設置されている環境に加え、特色ある教育や活発な市民活動により、子どもの豊かな心を育むまちです。

④ 中心市街地も郊外地域も住みやすいまち

- ◆ 人口流入に合わせて整備してきた住環境の良い郊外地域と、多治見駅周辺への都市機能集約により生活利便性が高い中心市街地により構成され、これらを結ぶ交通手段が比較的充実した住みやすいまちです。

⑤ 交通アクセスに優れたまち

- ◆ 優れた交通アクセスを大きな強みとして大手企業の誘致に成功するなど、鉄道網、高速道路網による都市間の交通アクセスに優れており、中京圏を視野に入れた活動ができるまちです。

⑥ 市民活動が活発なまち

- ◆ 市内の各地域で多種多様な共助が行われ、市民の生活を豊かにし、地域への誇りと愛着を高めており、「人と人のつながり」「人と地域のつながり」を次世代に引き継いでいくまちです。

イ. 環境基本計画「目指す環境像」の将来のまちのイメージ

① 三者が協力し合うまち

- ◆ 市民・事業者・市の三者が環境に対して歩調を合わせて連携協力し、地球環境保全や自然環境保全、生活環境保全とともに、循環型社会構築に向けて取り組んでいます。
- ◆ 市民は省エネ・リサイクルの推進、事業者は省エネ・再生可能エネルギー活用への取り組み、市はこれら取り組みの相互調整、環境に関する情報提供に率先して取り組んでいます。

② 地球にやさしいまち

- ◆ まちの中心部では、自動車利用が減り、通勤・通学の手段は、快適に利用できるようになったバス・自転車です。
- ◆ まちの中には緑があふれ、夏は木陰で涼む人が多くみられます。地球環境にやさしいライフスタイルも積極的に取り入れています。

③ 土岐川の流れをはぐくむまち

- ◆ 自然と生活、産業の調和のとれた自然豊かな都市になり、豊かな緑が澄んだ流れと空気を生み、豊かな水が多様な生態系を育んでいます。
- ◆ 子どもからおとなまで、身近にある自然に対し、大いに親しみ大切に守り継がれています。また、守るべきまとまった自然や生物環境を適切に保全することも同時に進めています。

④ 環境型社会をつくり、維持するまち

- ◆ 市内の生ごみや剪定枝等からつくられた堆肥で有機野菜や果物が育てられ、農業の活性化が進みました。
- ◆ すべての市民・事業者がごみとなるものを減らし、リサイクルよりもリユースを大切にする習慣を身につけています。

⑤ やすらぎとうるおいのあるまち

- ◆ 美しい自然や歴史的な雰囲気、中心市街地の活気や整然としたまちなみ、それぞれの地域が持つ特徴を活かし、市民が主役のまちづくりが進んでいます。
- ◆ さわやかな空気、うるおいのある水と緑、清潔で美しいまちなみの中で、人々は健康な毎を送っています。

ウ. 地域公共交通総合連携計画「多治見市がめざす公共交通体系」と「計画の目標」

【多治見市がめざす公共交通体系】

- 中心市街地及び公共交通の主要幹線沿線に都市機能を集約するまちづくりを進めるとともに、それら拠点間を結ぶ公共交通ネットワークを構築します。
- 公共交通体系は、郊外団地と交通結節点をつなぎ日常生活圏の移動を確保する「地域内交通」と、郊外地域と中心市街地をつなぎ広域移動を確保する「主要幹線(鉄道、路線バス)」、中心市街地における快適な移動を確保する「コミュニティバス」の連携により構築します。
※本計画における「地域内交通」とは、特定の地域内で運行し、郊外団地と地域の拠点や主要幹線(鉄道、路線バス)との結節点とをつなぐことにより日常生活圏の移動を確保する交通手段で、地域が運行主体となって運営するものです。

【計画の目標】

① 郊外地域と中心市街地をつなぐ基幹交通づくり

- ◆ 郊外地域からの通勤通学手段として路線バスの利便性を向上します。
- ◆ 高齢になっても郊外団地から中心市街地まで気軽におでかけできるよう、路線バスの利便性を向上します。

② 郊外地域と地域拠点をつなぐ地域内交通づくり

- ◆ 日常的な生活において、郊外団地から身近な施設へ気軽におでかけできるよう、くらしの足を確保します。

③ 中心市街地を快適に移動できる公共交通づくり

- ◆ 中心市街地に立地する公共公益施設、商業施設等へ快適に移動できるようにします。
- ◆ 市民だけでなく、観光客も中心市街地を移動しやすくします。

④ 便利で快適に乗り継ぎできる交通結節点づくり

- ◆ 鉄道、路線バス、コミュニティバス、地域内交通の各交通手段が円滑に乗り継ぎできるようにします。

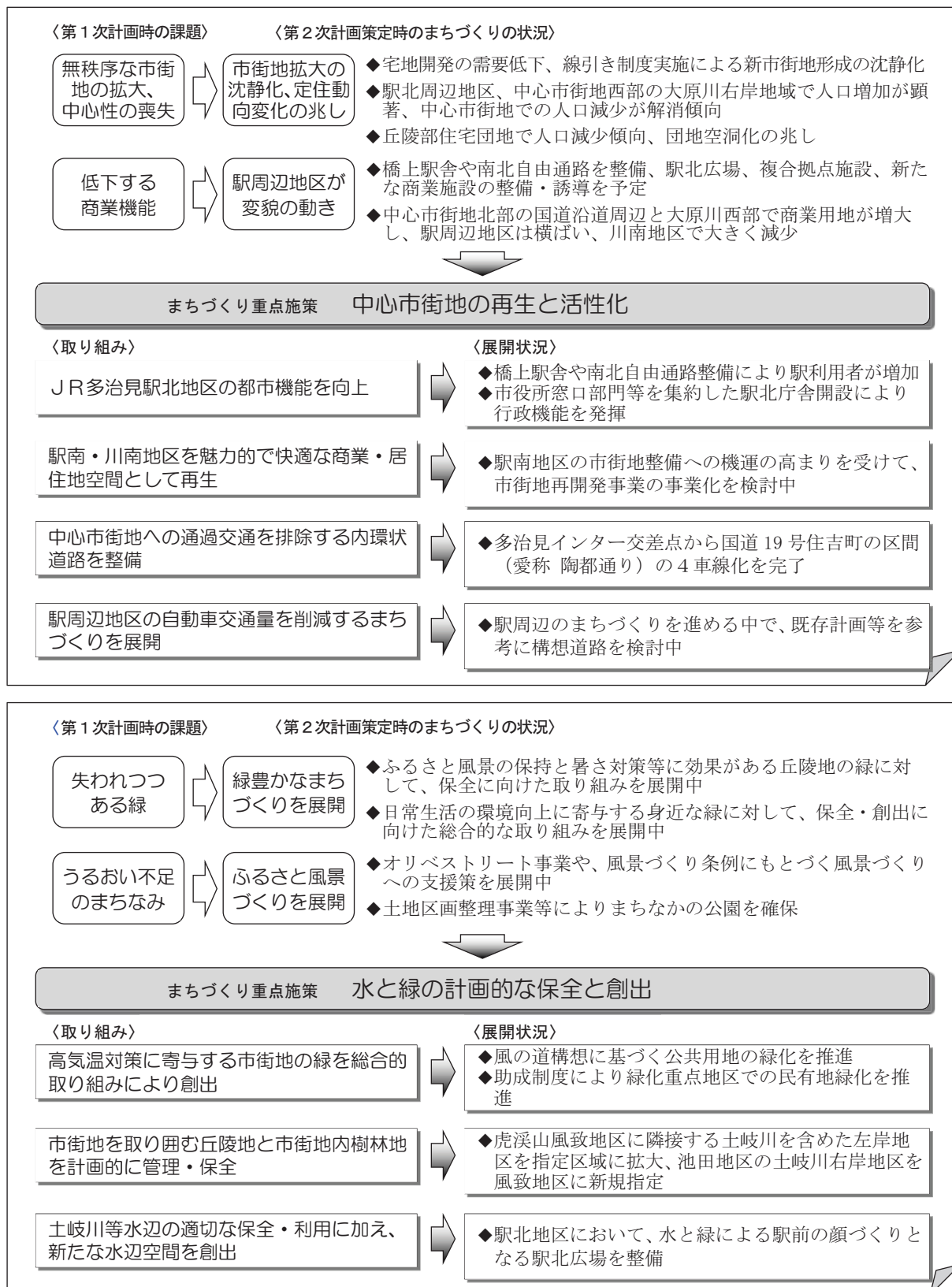
⑤ 低炭素社会に対する市民の意識づくり

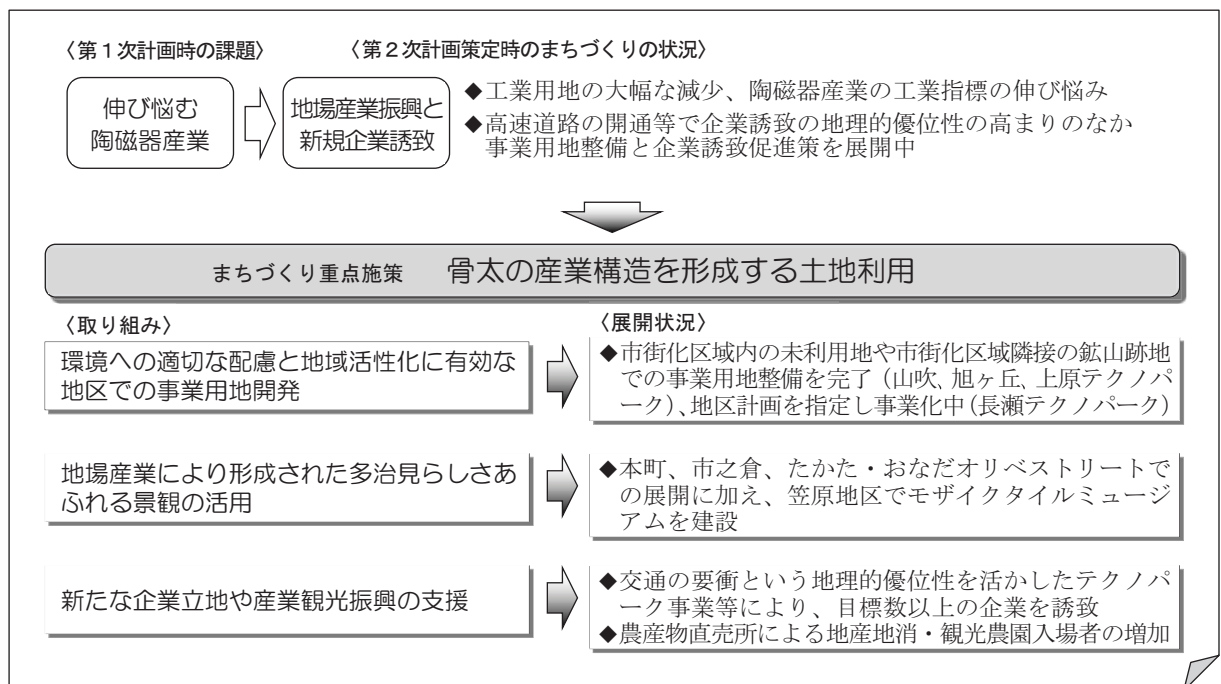
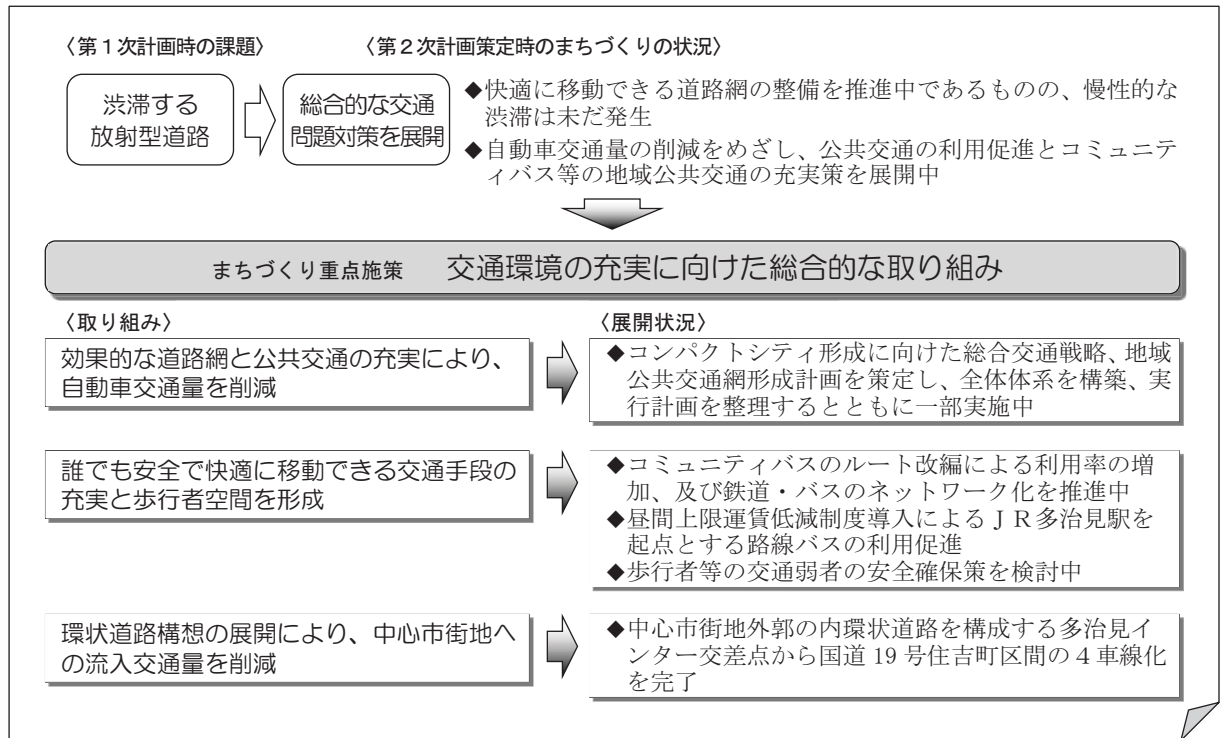
- ◆ 利用促進策や意識啓発を行うことで、市民一人ひとりが地球環境にやさしい交通行動を選択できるよう意識を向上させます。

(4) 第2次計画「まちづくり重点施策」の展開状況

第2次計画の策定にあたっては、第1次計画策定時に掲げていた課題に対するまちづくりの状況を考慮して、マスタープランの基本方針となる4つの「まちづくり重点施策」を設定しました。

これら重点施策の展開状況は下記のとおりで、状況によって新たな対策を含めた計画へと更新させていきます。





第2章 全体構想

- 1 都市計画の目標と方針.....15
- 2 部門別方針.....25

第2章 全体構想

1 都市計画の目標と方針

(1) 都市計画の理念とマスタープランの基本方針

ア. 都市計画の理念

『元気な多治見』をつくるには、そこに暮らす人が元気でなければなりません。安心して安全に暮らせること、人生にいきがいとゆとりを持てることが欠かせません。

そこで、都市計画では、第6次総合計画での8つの視点のうち、「連携協力」、「選択と集中」、「有効活用」、「環境配慮」を特に重要な視点として捉え、「快適さと効率性の追求」、「低炭素社会の実現」、「次世代への継承」に向けたまちづくりを展開していきます。これらは、第7次総合計画における長期ビジョン『多治見らしさを高め、次世代に引き継ぐことにより、多治見市を持続・発展させる』をめざしたものです。

そのため、『人にやさしく、活力あるまちづくり』を都市計画の理念とし、集約・再生型の都市計画を進めていきます。

『都市計画の理念』



(ア) 快適さと効率性を追求するまちづくり

子どもから高齢者、障がいがある人から健常者まで、多治見市に住む・働く・訪れる、すべての人々が安全で快適に楽しく暮らせる「人にやさしく魅力あるまち」の実現をめざし、集約型都市構造への転換に合わせて効果的に施策展開していきます。

(イ) 低炭素社会をめざしたまちづくり

市街地での自動車交通量の削減や、身近なまちなかでの緑の創出、市街地周辺丘陵地の緑の保全など「地球にやさしいまち」の実現をめざし、生活環境、交通環境、自然環境に関する施策を総合的に展開していきます。

(ウ) 次世代への継承をめざしたまちづくり

豊かな水と緑や、歴史ある美濃焼文化・産業など、ふるさとを代表する資源を大切にし、次世代へ継承する「ふるさととして愛着もてるまち」の実現をめざし、ふるさとの風景づくりとともに、地場産業の振興と新たな産業の誘致を展開していきます。

イ. マスタープランの基本方針

都市計画の理念である「快適さと効率性を追求するまちづくり」、「低炭素社会をめざしたまちづくり」、「次世代への継承をめざしたまちづくり」の3つのまちづくりを具体的に進めていくため、『まちづくりエリアでの展開』として、まちづくりのテーマやイメージを共有する地域を一体的に捉え、効率性の高い計画にしていきます。

また、『まちづくり重点施策の展開』として、まちづくりにおける様々な課題の中から、事業効果の高い施策を絞り込み優先的かつ総合的に取り組んでいきます。

『マスタープラン基本方針』

(2) 将来フレーム

本計画における人口の見通しと産業規模の見通しについては、第2次計画の目標年次である平成32年を展望して推計しています。なお、人口の見通しについては、本計画が相当期間を有する都市基盤整備を含むことからおおむね20年後の平成42年についても推計しています。

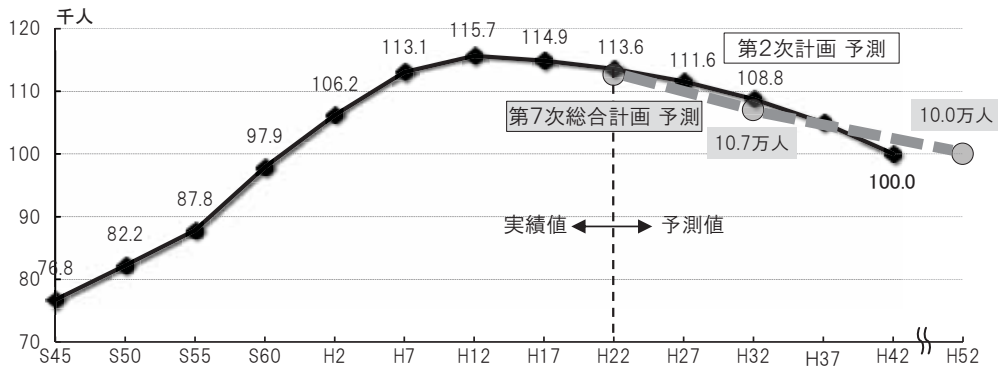
ア. 人口の見通し(展望)

名古屋市のベッドタウンとして増加傾向が続いた多治見市の人口は、平成17年の国勢調査において人口減少に転じ、平成22年以降もその基調は変わらず、都市計画においては平成32年に11万人を下回り、平成42年には10万人前後になると予測しています。

第7次総合計画においては、人口が10万人を下回ると、都市としての利便性が低下し人口減少を加速させる恐れがあるため、自然動態・社会動態の改善に努め、平成32年では10万7千人、平成52年までは10万人維持を人口目標としており、10万人になる年次が第2次計画の予測より10年遅れる想定としています。

このため、第2次計画の予測値を改訂計画に引き継ぎます。

また、用途地域を指定している市街地には、人口の約93%の市民が居住しており、今日までのような市街地外での大規模な住宅団地開発は今後見込まないことから、市街地内外の人口割合は、現状を維持していくものと考えます。



●人口数の予測値(実績値を参考として記載)

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
都市計画区域内人口	実績値 114,900人	予測値 113,600人 実績値 112,600人	予測値 111,600人 実績値 110,500人	予測値 108,800人
市街化区域内人口	実績値 106,300人	予測値 104,900人 実績値 105,000人	予測値 103,500人	予測値 100,800人

予測値：第2次計画での推計値

実績値：国勢調査公表値(H27：速報値) ただし、市街化区域内人口は国勢調査結果を用いた算定数値(H22：現行市街化区域を対象)

イ. 市街地規模の設定方針

市街地規模については、集約型の都市形成に向けて、市街地に隣接する局所的な地区での必要最小限の拡大は見込むものの、基本的には住居系市街地の規模は拡大しないこととします。

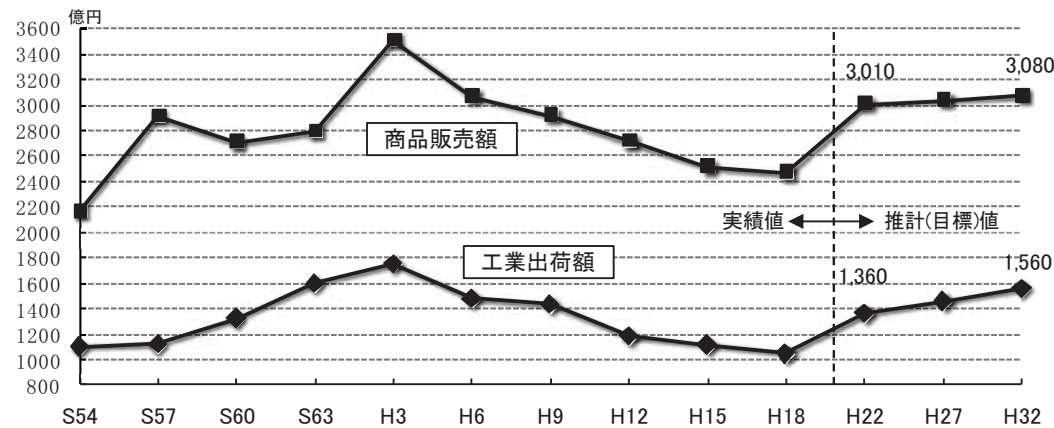
また、住宅団地外縁部の緑地や一団の未利用地等(山林・原野等)については、周辺の緑地との連たん性に考慮して必要に応じて市街地から除外(市街化調整区域に移行)します。

ウ. 産業規模の見通し(展望)

工業・卸売業・小売業の事業所数は、昭和 55～60 年前後をピークに減少を続けています。また、卸売業における従業者数・商品販売額、工業における従業者数・製造品出荷額等は、いずれも減少を続けてきましたが、近年では製造品出荷額等に若干の回復の兆しがみられます。

なお、増加傾向にあった小売業の従業者数・商品販売額が減少に転じており、昭和 50 年代以降、国道 19 号、国道 248 号等の幹線道路沿いを中心に展開された、商業施設の出店動向がおおむね沈静化したものと思われます。このため、今後の商業系市街地の規模については、集約・再生型の都市計画への転換を前提に現行規模の維持又は縮小を原則とし、駅周辺地区での新規商業施設の立地誘導と再生施策を展開し、商品販売額の維持・拡大をめざします。

工業系市街地については、現在推進している産業振興施策との連携のもとに、新規産業を誘致するために必要な規模の拡大を図り生産規模の増額をめざします。



●生産規模の予測値（実績値を参考として記載）

	平成 19 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 32 年
工業出荷額	実績値 1,288 億円	予測値 1,360 億円 実績値 1,045 億円	実績値 1,113 億円	予測値 1,560 億円
商品販売額	実績値 2,478 億円	予測値 3,010 億円	実績値 2,140 億円	予測値 3,080 億円

予測値：第 2 次計画での推計値（目標値）、
実績値：工業統計調査（4 人以上の事業所を対象）・商業統計調査等公表値

●就業構造の予測値（実績値を参考として記載）

	平成 17 年	平成 22 年		平成 32 年
第 1 次産業	実績値 310 人	予測値 300 人 実績値 270 人		予測値 200 人
第 2 次産業	実績値 19,990 人	予測値 20,000 人 実績値 17,330 人		予測値 16,700 人
第 3 次産業	実績値 38,660 人	予測値 38,000 人 実績値 37,930 人		予測値 40,800 人

予測値：第 2 次計画での推計値（目標値）
実績値：国勢調査公表値（常住地による 15 歳以上就業者数の集計値）

(3) まちづくりエリアでの展開

ア. エリア区分

盆地地形に密接に関係して形成されてきた市街地の特性や、まちづくりに関する共通の課題を抱える地区を一体的に捉え、「中央部市街地エリア」、「東部丘陵地エリア」、「西部・南部丘陵地エリア」の3つのエリアに区分し、それぞれのエリアが持つテーマ・イメージの実現に向けたまちづくりを進めます。



イ. エリアでの展開方針

人口減少社会を前提として計画する第2次計画においては、近年までの膨張・拡散型の都市計画から、第1次計画から引き続き集約・再生型の都市計画へ転換しており、改訂計画も同様とします。そこで集約・再生に向けたエリアごとのまちづくりの展開方針を具体的に示します。

まちづくりエリアでの展開方針

(4) まちづくり重点施策の展開

本マスタープランの基本方針である「まちづくり重点施策の展開」については、第6次総合計画における元気であり続けるための視点や第7次総合計画の長期ビジョンをはじめ、環境基本計画がめざす環境像を実現するための視点や、まちづくりの展開状況などから、「中心市街地の再生と活性化」、「水と緑の計画的な保全と創出」、「交通環境の充実にに向けた総合的な取り組み」、「骨太の産業構造を形成する土地利用」の4つの重点施策を設定し、「中央部市街地エリア」、「東部丘陵地エリア」、「西部・南部丘陵地エリア」の3つのまちづくりエリアでのテーマに従い優先度の高い事業を総合的に展開していきます。

重点施策のうち、「中心市街地の再生と活性化」については中央部市街地エリアを軸に展開し、「水と緑の計画的な保全と創出」と「交通環境の充実にに向けた総合的な取り組み」については市域全域を対象に展開していきます。また、「骨太の産業構造を形成する土地利用」は、東部丘陵地エリアで主に展開するものとし、それぞれのエリアでのテーマの実現を十分に検証し4つの重点施策を効果的に組み合わせしていきます。

ア. 中心市街地の再生と活性化

土地区画整理事業と一体的に進めているJR多治見駅北地区の都市機能の向上に加え、駅南地区で機運が高まる市街地再開発事業を契機に駅南・川南地区の再生・活性化に向けた具体策を展開し、駅周辺地区における都市拠点性を高めます。

まちづくり重点施策 中心市街地の再生と活性化

〈取り組み〉 JR多治見駅北地区の都市機能を向上

〈取り組み〉 駅南・川南地区を魅力的で快適な商業・居住地空間として再生

〈取り組み〉 中心市街地への通過交通を排除する内環状道路を整備

〈取り組み〉 駅周辺地区の自動車交通量を削減するまちづくりを展開

イ. 水と緑の計画的な保全と創出

平成19年に日本最高気温40.9℃（当時）を記録した多治見市の市街地において、土岐川などの水辺の活用や多治見駅北広場での虎渓用水の利活用、新たな水辺づくりなど、水と緑のある暮らしを大切にして、快適でうるおいある生活環境・空間づくりを進めます。

まちづくり重点施策 水と緑の計画的な保全と創出

〈取り組み〉 高気温対策に寄与する市街地の緑を総合的取り組みにより創出

〈取り組み〉 市街地を取り囲む丘陵地と市街地内樹林地を計画的に管理・保全

〈取り組み〉 土岐川等水辺の適切な保全・利用に加え、新たな水辺空間を創出

ウ. 交通環境の充実にに向けた総合的な取り組み

市街地内の慢性的な道路渋滞の緩和と、低炭素社会への移行に向けて、効果的な道路網の整備と公共交通の充実に軸に、交通環境問題に対する総合的な施策を展開します。

まちづくり重点施策 交通環境の充実にに向けた総合的な取り組み

〈取り組み〉効果的な道路網と公共交通の充実ににより、自動車交通量を削減

〈取り組み〉誰でも安全で快適に移動できる交通手段の充実と歩行者空間を形成

〈取り組み〉環状道路構想の展開により、中心市街地への流入交通量を削減

エ. 骨太の産業構造を形成する土地利用

交通の要衝という地理的優位性をもとに進めてきた民間企業の生産施設や研究・開発拠点の誘致施策など、新たな産業創出に向けた施策を陶磁器・タイルなどの地場産業振興と合わせて展開し、層の厚い産業構造を形成します。

まちづくり重点施策 骨太の産業構造を形成する土地利用

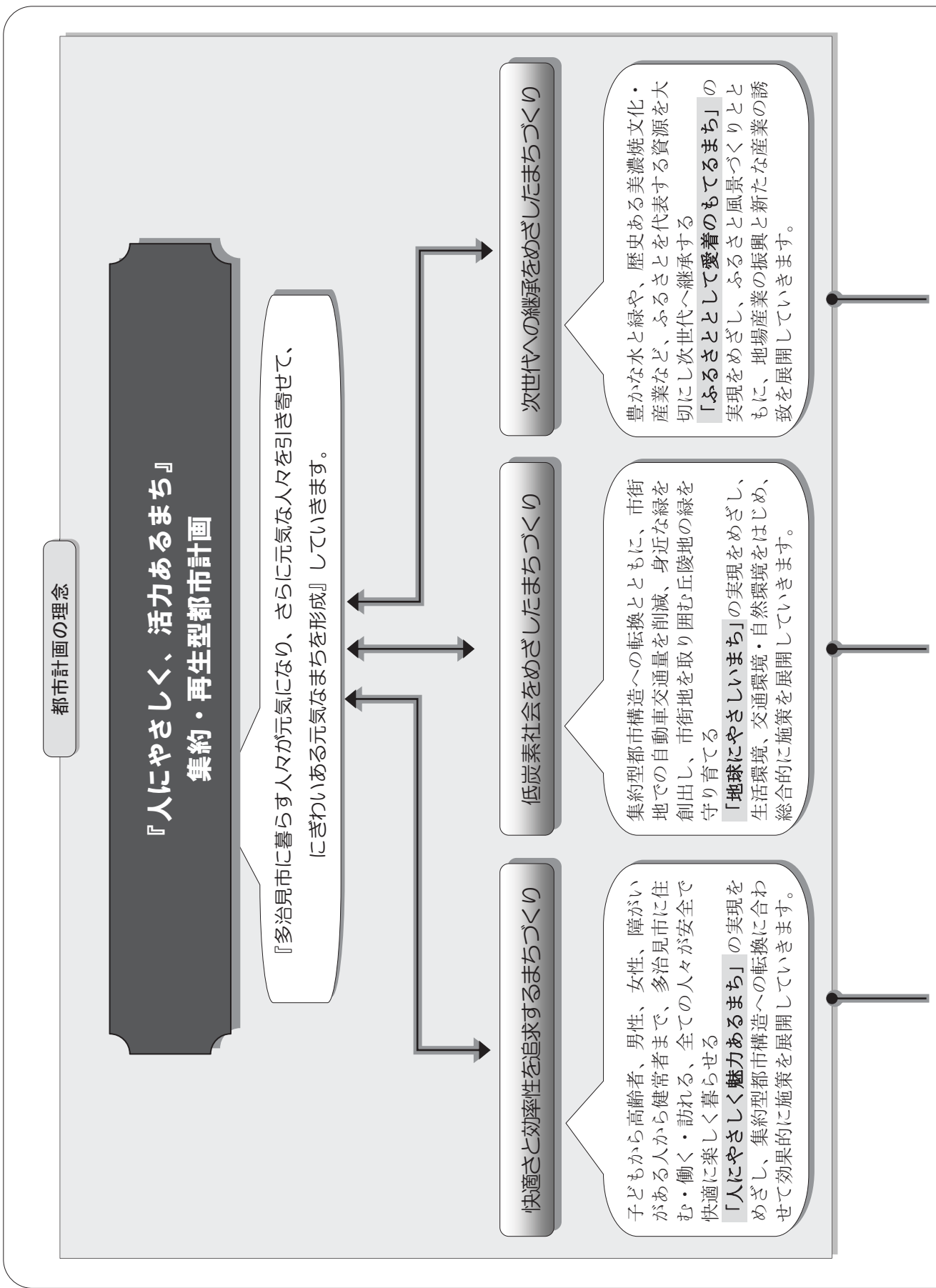
〈取り組み〉環境への適切な配慮と地域活性に有効な地区での事業用地開発

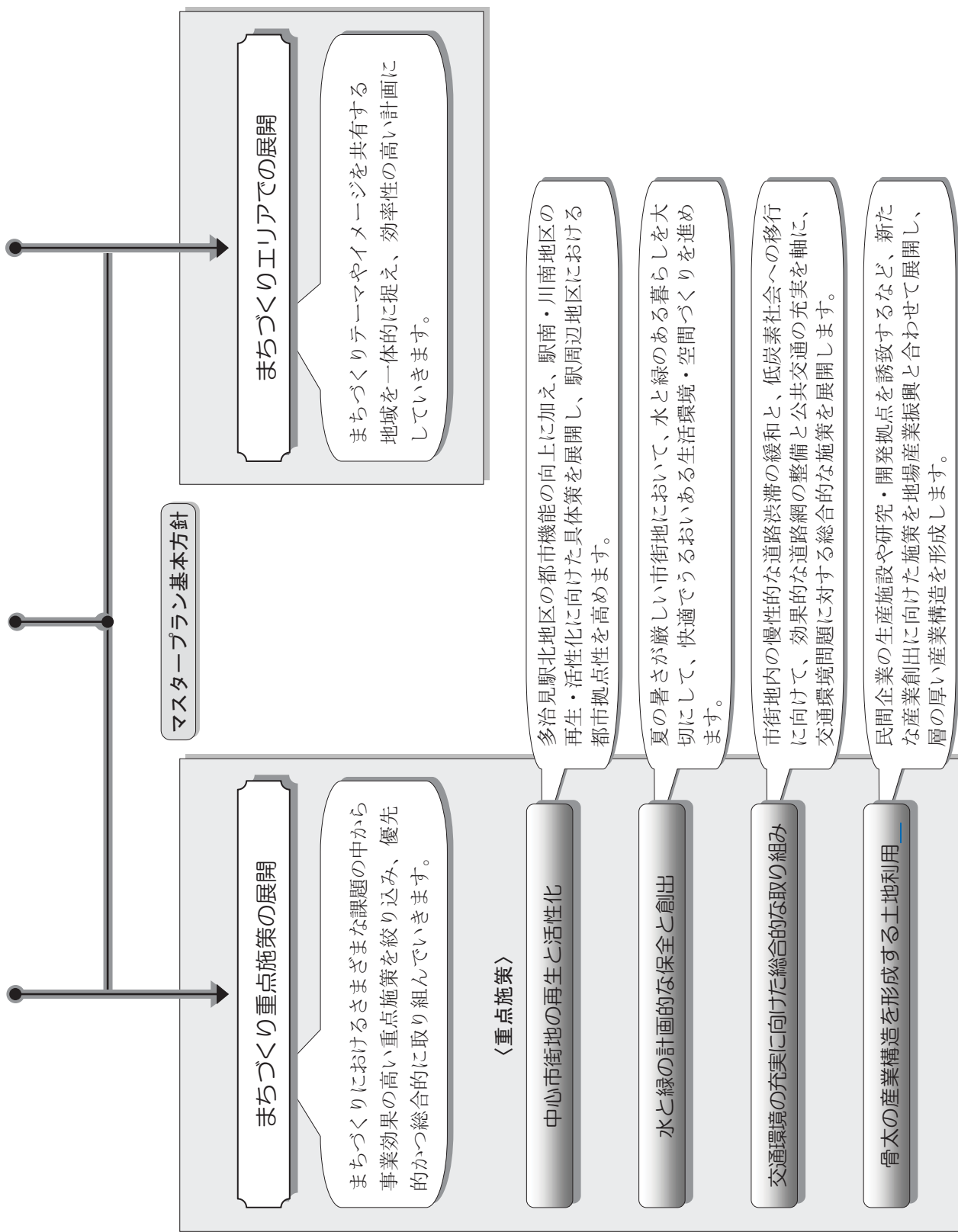
〈取り組み〉地場産業により形成された多治見らしさあふれる景観の活用

〈取り組み〉新たな企業立地や産業観光振興の支援

〈まちづくり重点施策〉		〈優先的・重点的に取り組むべきエリア〉
中心市街地の再生・活性化	⇒	中央部市街地エリアで展開
水と緑の計画的な保全と創出	⇒	全てのエリアで展開
交通環境の充実にに向けた総合的な取り組み	⇒	全てのエリアで展開
骨太の産業構造を形成する土地利用展開	⇒	主に東部丘陵地エリアで展開

● 全体構想の概要





2 部門別方針

部門別方針は、都市計画の理念とマスタープランの基本方針に沿ったまちづくりを展開するために必要な、個別の部門に関する方針です。

本計画では、まちづくり重点施策の展開に必要な6つの部門に区分して、その方針を示します。

低炭素社会づくりの方針

中央部市街地エリアの駅周辺地域を中心に市街地を主体とする低炭素社会に関する方針です。

都市的土地利用の方針

中央部市街地エリア全域と東部丘陵地エリア内の市街地を主体とする土地利用に関する方針です。

自然環境の保全・活用の方針

西部・南部丘陵地エリアを主体に市街地周辺の樹林地や農地に関する方針です。

交通システムの整備方針

中央部市街地エリア、東部丘陵地エリアを主体に道路や公共交通等のシステムに関する方針です。

都市施設の配置・整備方針

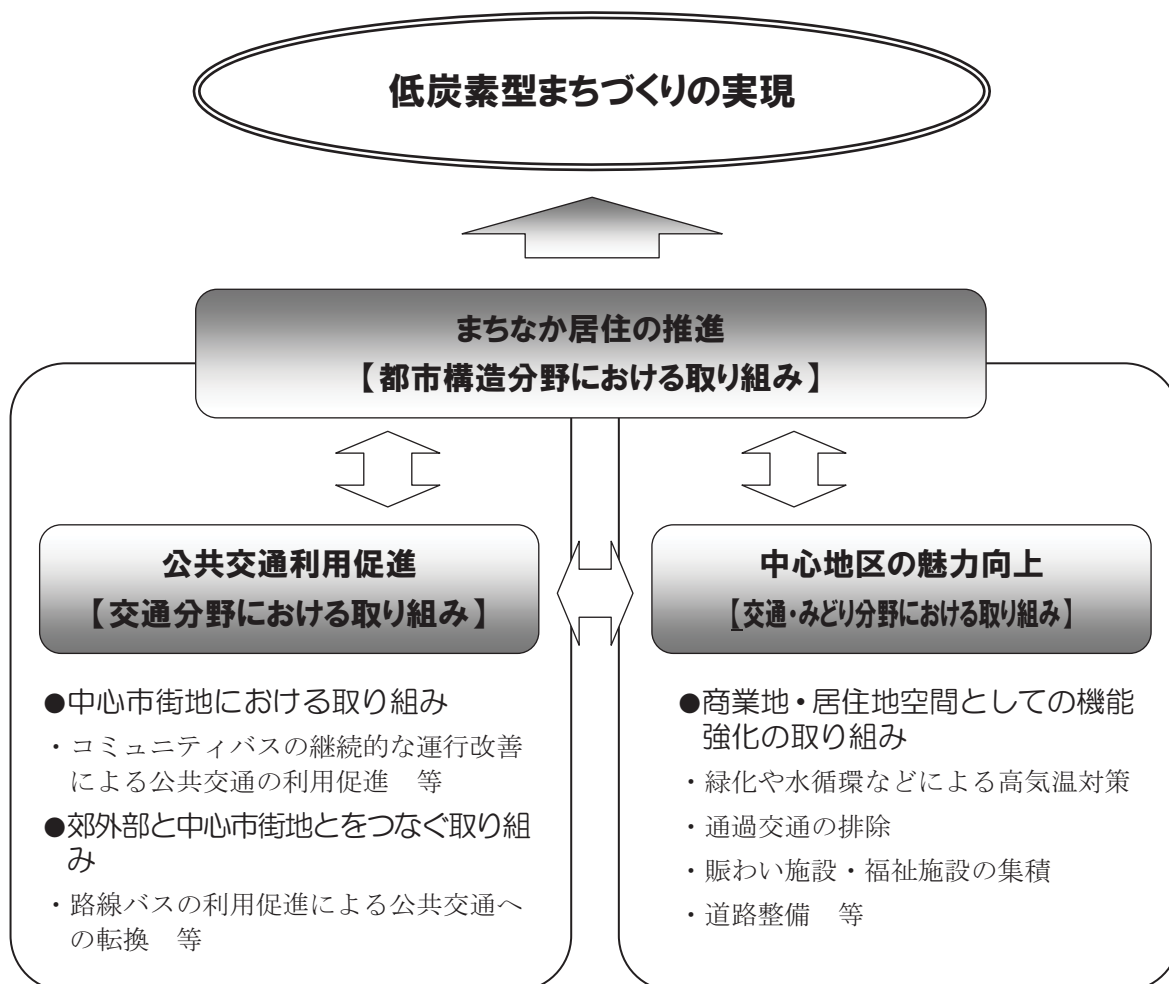
都市生活において重要な都市施設である公園・緑地、下水道や河川、公益的な都市施設に関する方針です。

居住環境の保全・形成方針

まちなかやその周辺市街地、郊外地の既成市街地や住宅団地等、居住地の市街地環境に関する方針です。

(1) 低炭素社会づくりの方針

- ① 新エネルギーの利用や省エネルギーに配慮した建築の誘導を図ります。
- ② 中心市街地における道路、公園、駐車場等の公共・公益施設の整備にあたっては、水循環などの高気温対策に配慮して進めます。
- ③ 中心市街地では、緑の多い市街地を形成するため、緑化対策を進め緑被率を高めていきます。
- ④ 住宅地における安心・安全な交通環境の創出と排出ガス削減のため、生活道路への通過交通の流入を抑制します。
- ⑤ 民間事業者との連携協力により、マイカー利用から公共交通を利用した移動への転換を促し、排出ガスの削減に努めます。



ア. まちづくりに関する基本方針

① 多治見駅北・駅南地区における低炭素型まちづくりの推進

- ◆ 道路、公園、駐車場等の公共・公益施設の整備にあたっては、水循環や反射熱量の削減に配慮した舗装材料を使用するなど高気温対策に努めます。
- ◆ 駅南地区のまちづくりにおいて、水と緑あふれるまちなみ環境づくりを進めます。
- ◆ 駅北広場での虎溪用水の活用など、まちなかへの新たな水辺の創出により、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。
- ◆ 公園、道路空間、公共空地を活用し緑化を推進します。

イ. 公共交通に関する基本方針

① 低炭素型交通手段への転換

- ◆ モビリティ・マネジメントの推進や、公共交通に係る情報提供の強化により、交通手段に対する市民意識の転換を促します。
- ◆ 道路、バス停、バス車両等のバリアフリー化に努め、誰もが利用しやすい交通環境を整えていきます。
- ◆ 路線バスの運賃割引制度の導入、コミュニティバスの継続的な運行改善により公共交通の利便性を向上させるとともに、鉄道・バス・地域内交通の各手段の役割分担と連携により、公共交通の利用促進を図ります。

(2) 都市的土地利用の方針

- ① 中心市街地の生活利便性を高めるとともに、住環境の良い郊外地域と中心部とを公共交通で結ぶ「ネットワーク型コンパクトシティの形成」を進めるため、計画的な土地利用を図ります。
- ② 集約型都市構造への転換を図る核となるエリアとして、「中央部市街地エリア」の機能強化と中心商業地の再生を図ります。
- ③ 陶磁器等の地場産地では、産業拠点としての環境を保全します。また、地域全体に寄与する新規産業の導入に関わる土地については、周辺環境への影響や交通などの利便性に考慮して、必要な土地を確保します。

ア. 都市計画区域区分(線引き)制度に関する基本方針

① 区域区分の継続

- ◆ 外縁的拡大を抑制し、既成市街地における都市基盤を活用、適切に維持し、環境負荷の少ない集約型の都市を形成するため、引き続き都市計画区域区分制度を活用していきます。

② 市街化調整区域での計画的な土地利用見直し

- ◆ 公共的な施設や企業誘致などの都市にとって必要不可欠な開発については、市街地に近接する地域やインターチェンジ付近の地域に限定して土地利用を見直します。
- ◆ 災害を防止するため、土砂災害等の危険箇所の市街化を抑制するほか、大規模な開発には雨水調整池を設けるよう指導します。

③ 集約型都市形成の推進

- ◆ 市街地外縁に位置する一団の未利用地等については、今後の土地利用計画や隣接地の状況等を踏まえ、区域区分制度の適正な運用により、未整備な市街地として土地利用を整序していきます。
- ◆ 中心市街地への集約を推進するため、立地適正化計画等による誘導策の導入を検討していきます。

イ. 市街地内の土地利用計画に関する基本方針

高齢化が進みつつある郊外の団地に子育て世代を誘導し、中心市街地など日常生活の利便性が高い地域に高齢者に居住していただくことにより、既に整備されている都市基盤の有効活用と地域の活力の維持を図ります。

● 住居系地域

① 専用住宅地

- ◆ 市街地周辺丘陵部で開発された住宅団地で、住居専用系用途地域が指定される地区を「専用住宅地」と位置づけ、それぞれの団地の市街地規模や熟度等に適した都市計画手法を通して、安全で快適な生活環境を保全していきます。また、団地内及び周辺に残存するまとまりある樹林地を適切に保全していきます。

- ◆ 初期に開発された団地の一部においては、増加傾向にある空き家等の住宅ストックの利活用を促進する施策を展開し、定住人口の増加と都市基盤の有効活用に努めます。
- ◆ 人口減少社会を前提とした集約・再生の都市計画へ転換を図るため、まちなか居住を推進し、郊外部での新たな住宅地開発を抑制します。

② 一般住宅地

- ◆ 中心市街地に連たんする平坦部及び笠原地区の既成市街地で、住居系用途地域が指定される地区を「一般住宅地」と位置づけ、道路等の都市基盤整備とともに土地利用の整序に努めます。
- ◆ 一般住宅地周辺の段丘斜面や里山的な樹林地・農地の適切な保全と管理に努めるとともに、自然的環境や豊かな風景と調和するまちなみの形成を図ります。

● 商業系地域

③ 中心商業地

- ◆ 駅北・駅南・川南の商業系用途地域が指定される地区を「中心商業地」と位置づけ、土地区画整理事業と一体的に進めている駅北地区の都市機能の向上に加え、駅南地区で機運が高まる市街地再開発事業を契機に、駅南・川南地区の再生・活性化をめざします。
- ◆ 駅周辺地区での都市拠点性を高める取り組みと連携して、まちなか居住の促進に努め、中心市街地での定住人口を増やしていきます。
- ◆ 多治見駅周辺地区では、自動車交通量の削減と緑の創出を重点的に展開します。
- ◆ 川南地区では、地域の伝統文化等を活用して集客を図る「オリベストリート構想」に基づくまちづくりを展開します。

④ 沿道商業地

- ◆ 中心商業地を核として周辺部に地域住民の利便に供する小規模な商業地を配置します。
- ◆ 中心市街地北側の国道19号沿いの一部については、工業系土地利用との調整を図ったうえで沿道商業地として位置づけ、沿道型サービスの用に供します。
- ◆ JR根本駅周辺の大型小売店舗を中心とする地区については、隣接地域に立地する交流センターと併せて、近隣住民の生活利便に供する土地利用を維持していきます。
- ◆ 大畑地区の国道248号沿道に立地する大型小売店舗を中心とする地区は、近隣住民の生活利便に供する土地利用を維持していきます。
- ◆ 神戸・栄土地区画整理事業地内の(都)笠原南北線沿道地区は、準防火地域とともに高容積率を指定しており、商業・サービス施設の集積による高度利用を誘導していきます。

● 工業系地域

⑤ 産業振興地

- ◆ 高田・小名田地区、滝呂地区、笠原地区、市之倉地区など美濃焼やモザイクタイルの生産地として発展してきた地区を「地場産業振興地」と位置づけ、地場産業の保全と振興を図っていきます。
- ◆ 地場産業振興地では、美濃焼文化の香りが漂うまちなみの形成に努めます。

都市的土地利用の方針図

(3) 自然環境の保全・活用の方針

- ① 農業振興地域内の農用地など、まとまりのある農地については、効率的な利用により生産性の向上を図るとともに、緑地及び防災機能の確保等の観点から保全に努めます。
- ② 丘陵森林の開発を抑制し、自然環境・緑の保全に努めます。また、防災などの機能低下をきたさないよう森林の適正管理を促します。
- ③ 身近な緑や自然とふれあう場の創出を図ります。
- ④ 土岐川などの水辺環境の保全と活用を図ります。

ア. 法制度にもとづく保全と活用に関する基本方針

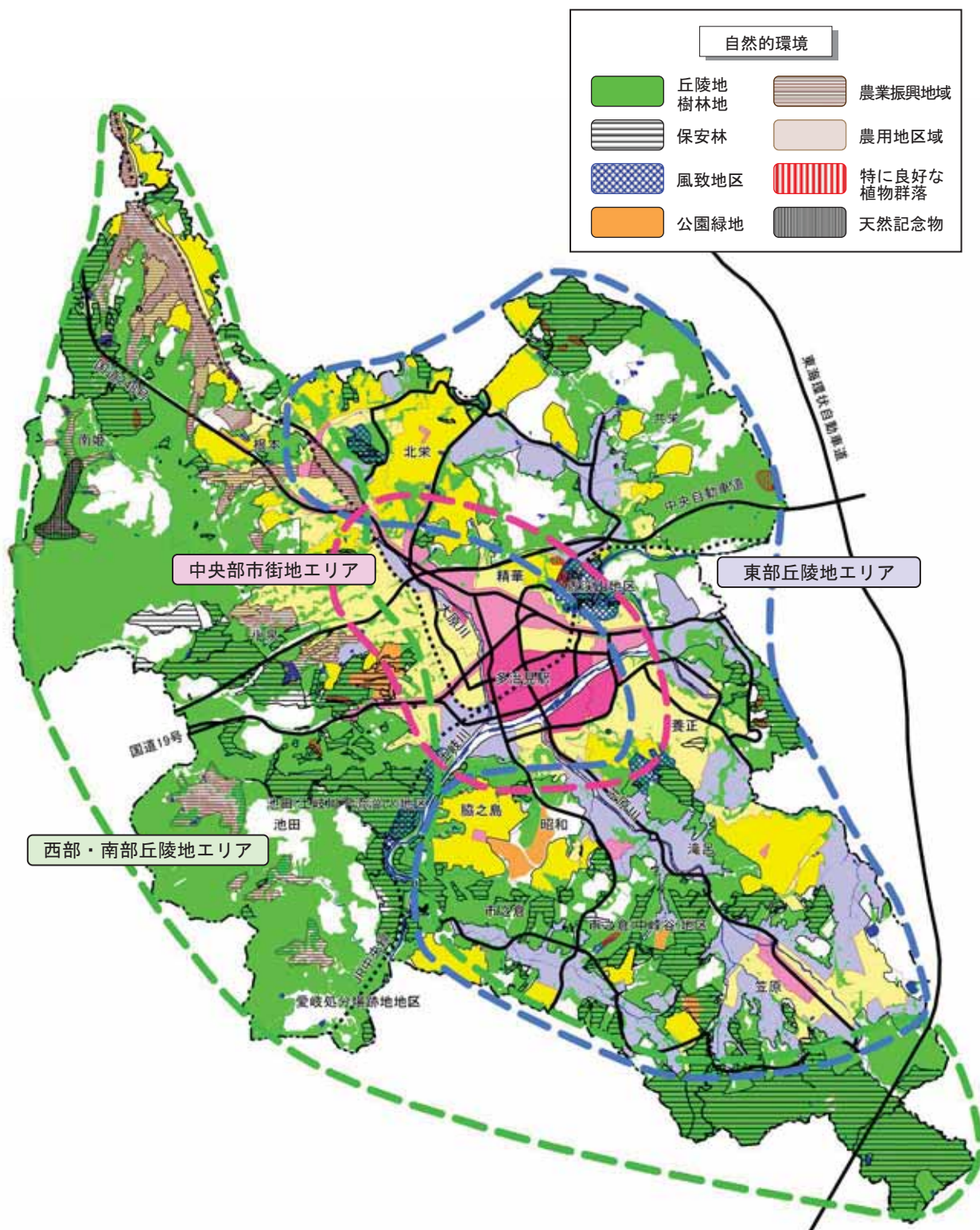
- ① **農業振興計画との連携によるまとまりある農地の保全**
 - ◆ 南姫地区等のまとまりある農地は、地域が保有する優れた自然的環境として、農業振興計画との連携をふまえて保全・有効利用していきます。
- ② **保安林指定の継続と緑地の保全**
 - ◆ 保安林指定に加え風致地区の指定など都市計画制度の活用によって、樹林地面積に占める担保性緑地(法律によって開発行為等が厳しく制限される緑地の面積)の割合(緑地率)を高めていきます。
- ③ **風致地区の指定拡大を主体とした斜面緑地等の永続性の確保**
 - ◆ 市街地及び市街地周辺の良い風致を保全するため、風致地区の指定拡大を図ります。
 - 市之倉(中峰谷)地区での指定区域の拡大
 - 池田地区(土岐川下流部の河川沿い斜面緑地)での指定区域の拡大
- ④ **新たな制度検討による市街地内斜面緑地・樹林地の保全**
 - ◆ 市街地内のまとまりある民有の斜面緑地・樹林地を対象に、緑地の保全や各種優遇措置を講じる仕組みの制度化を検討していきます。
- ⑤ **風景づくり計画に基づく緑地の確保**
 - ◆ 周辺の風景に大きな影響を与える大規模な開発行為などにあつては、風景づくり計画に基づき一定割合の緑地を確保します。

イ. 自然環境の回復・活用に関する基本方針

- ① **協定制度等に基づく丘陵部における緑の回復**
 - ◆ 土石・粘土採取場等の裸地にあつては、多治見市土地開発指導要綱に基づく土地開発協定の適正な運用により、事業後の緑地回復を促していきます。
 - ◆ 愛岐処分場の事業完了後の土地利用について、隣接する愛岐の森の拡充(里山の再生)など、自然的土地活用を促していきます。
- ② **適切な河川管理・整備による水辺環境の保全と活用**
 - ◆ 土岐川・大原川・笠原川など市街地の骨格を形成する河川において、水辺が有する自然を保全し、生物の生育環境を改善するなど、自然環境に配慮した河川管理を行うことで水辺環境を保全します。

- ◆ 中心市街地の河川敷地について、憩いとうるおいある空間の創出に努めます。また、建築物の正面を土岐川に向けるリバーフロント景観を演出し、夜間でも多くの人が川と親しめる環境を整えていきます。

自然環境の保全・活用の方針図



(4) 交通システムの整備方針

- ① 交通渋滞を緩和するため必要な道路整備と公共交通の利用促進を図ります。
- ② 道路の整備にあたっては、公共交通との連携のほか、中心の再生、他都市との連携強化など複合的機能に配慮して道路網構想を見直し、路線の再編を含めて効果的、効率的に進めます。
- ③ 公共交通機関ごとに役割分担を明確にし、地域に見合った交通を確保するため、総合交通戦略及び地域公共交通総合連携計画に基づき、施策を展開していきます。
- ④ 歩行者・自転車道のネットワーク化など、市街地において環境負荷の少ない交通環境をつくります。

ア. 道路網整備に関する基本方針

① 「中心の再生」を支援する道路づくり

- ◆ 既存の放射状道路網に加え、環状型道路網を配置することで市街地の通過交通を削減し、通学や通勤時の歩行者・自転車を優先した環境にやさしい安心・安全な道路づくりを進めます。
- ◆ 多治見駅北地区において公共交通のアクセス強化に向けた道路整備を進め、駅南地区に集中する自動車交通の分散化を図ります。

② 公共交通との連携を強化する道路づくり

- ◆ 内環状道路から多治見駅にアクセスする道路の整備により、公共交通の運行しやすい環境を整えます。

③ 都市内交通の円滑な移動を支援する道路づくり

- ◆ 市街地南北方向の交通について、道路の交通容量を拡大し、中心市街地での渋滞を緩和するため、内環状道路未整備区間（（仮称）平和太平線）の整備促進を図ります。
- ◆ 市街地内で散在する渋滞の緩和と交通安全性を高めるため、地域の道路を改良整備します。

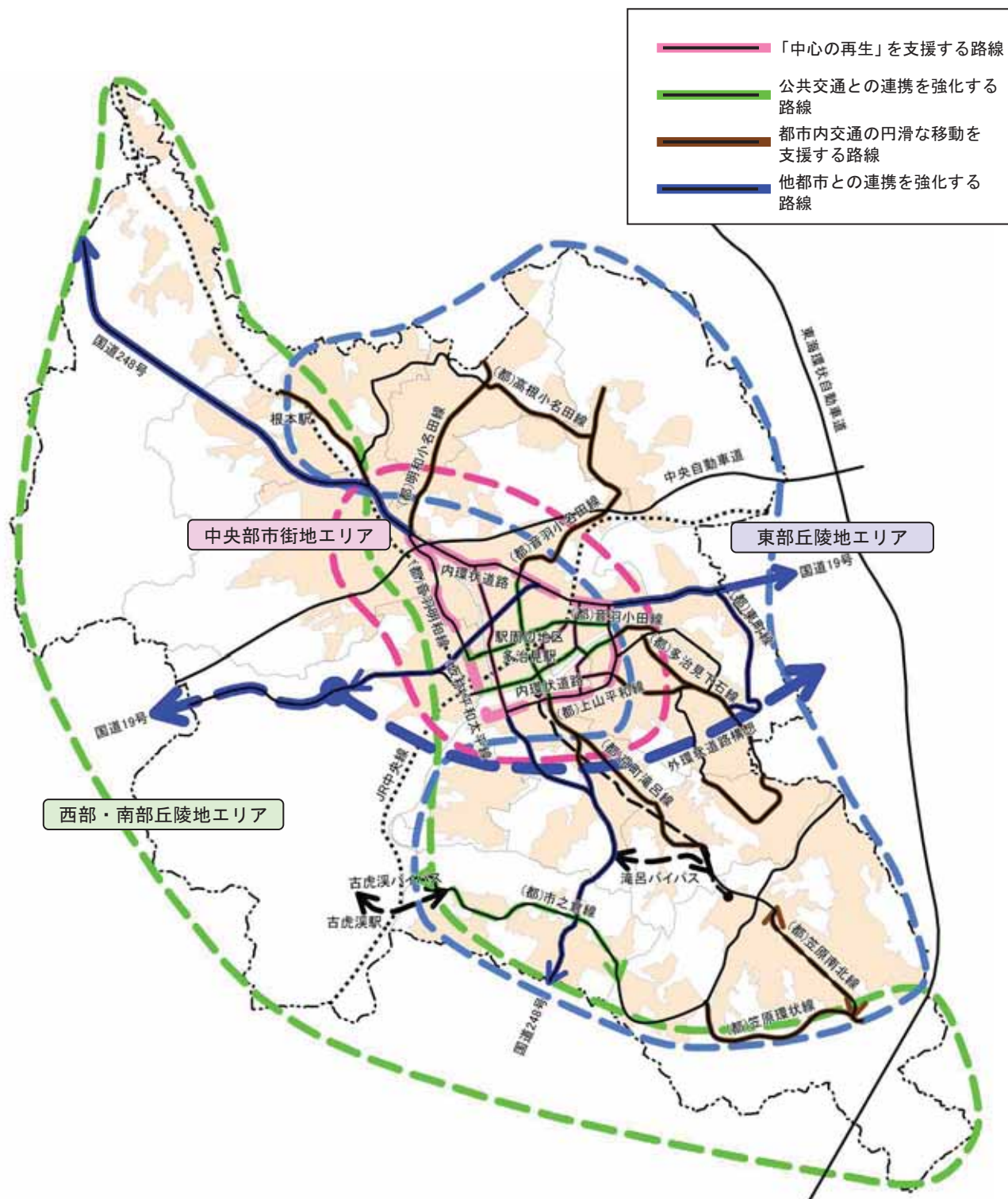
④ 他都市との連携を強化する道路づくり

- ◆ 東濃西部都市間連絡道路の一部暫定供用開始により、市街地南部から東海環状自動車道土岐南多治見インターチェンジへのアクセスが改善されました。引き続き、東濃3市のネットワーク機能を強化するための道路整備を促進します。

⑤ 効果的、効率的な道路づくり

- ◆ 都市計画道路の効果的、効率的な整備を進めるため、都市計画決定の廃止も含めた道路網構想の見直しを進めます。

道路網の整備方針図



イ. 公共交通計画に関する基本方針

① 輸送手段における役割分担の明確化と連携

- ◆ 路線バスは、鉄道のない地域からJR多治見駅に向かう人の大量輸送を担うことを目的とし、昼間上限運賃割引制度の導入などにより、利用促進を図ります。
- ◆ コミュニティバスは、商業施設、医療機関、文化施設等が集中する公共性の高い地域において、路線バスの空白区間を補完する快適な移動手段として、効率的、効果的に移送できるよう、継続的な改善を図ります。
- ◆ 郊外部では、鉄道や路線バスとの連携に配慮して、地域特性に応じた新しい交通システムの構築と既存システムの維持を図ります。
- ◆ 住民、交通事業者、行政が互いに協力連携して、地域に根ざした交通をつくり、守り、育てていきます。

② 誰もが安全で快適に移動できる交通環境の整備

- ◆ 道路、駅前広場、停留所、バス車両等のバリアフリー化などにより、子どもや高齢者、障がいのある人の外出支援に努めます。

③ 中心市街地の活性化を支援する交通環境の整備

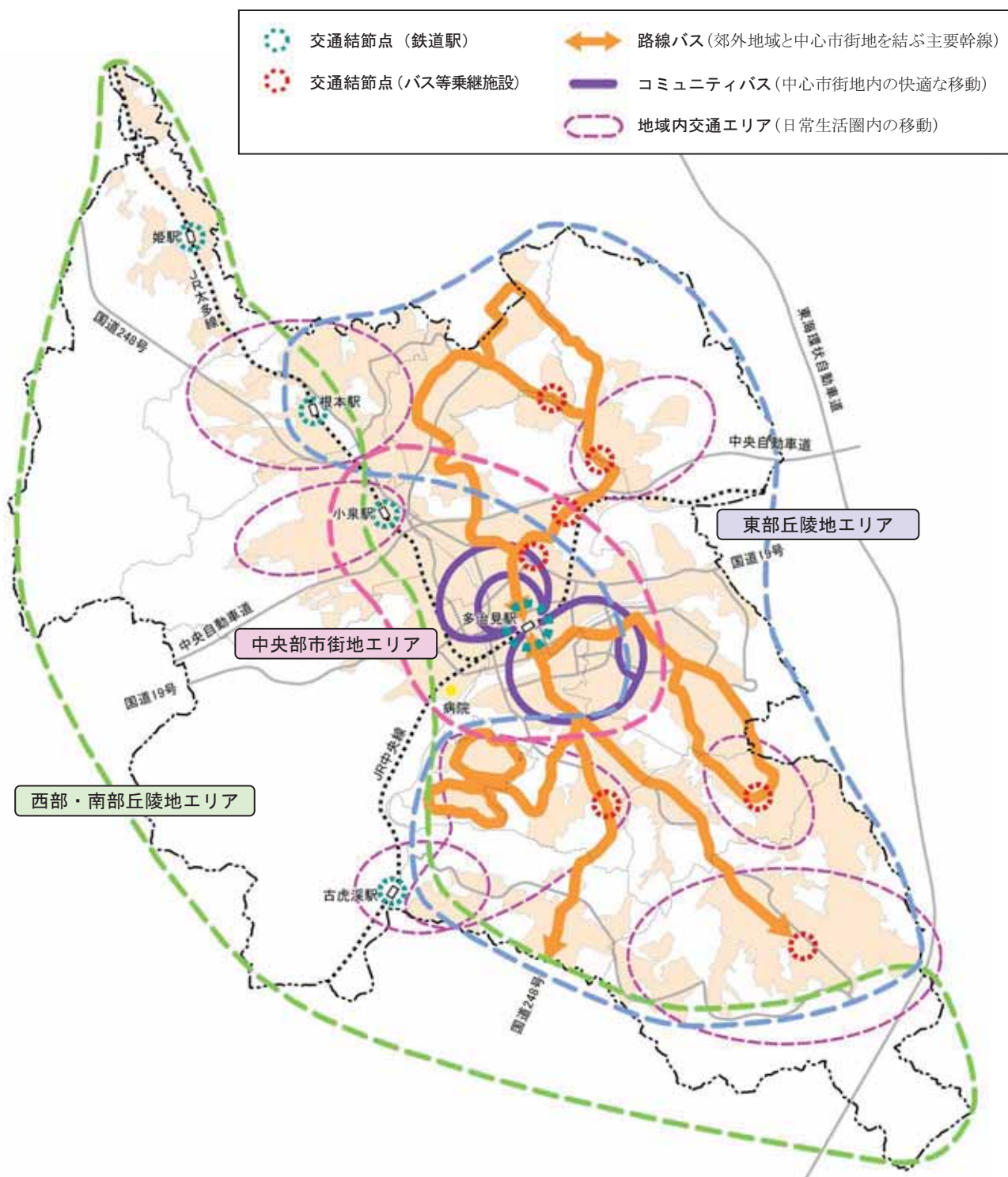
- ◆ 中心市街地の活性化を支援するため、公共・公益施設、商業施設、医療施設、観光施設等の主要施設を効率的、効果的に連絡するよう、コミュニティバス中心市街地線を定期的に見直します。

ウ. 駐車場整備に関する基本方針

① 市街地の円滑な交通の確保と賑わい創出の支援

- ◆ 市街地内における円滑な交通を確保するため、駐車場施設を重点的に整備する地区として「駐車場整備地区」を指定し、附置義務制度により必要な駐車台数を確保していきます。
- ◆ 多治見駅北土地区画整理事業地内に整備した自動車駐車場(駅北立体駐車場)や、自転車・バイク駐輪場(駅北自転車等駐車場)の利用促進を図り、賑わいを創出する周辺施設の立地を支援します。
- ◆ 駅南駅前地区において機運が高まっている市街地再開発と併せて、自動車、自転車駐車場の整備を検討します。

公共交通施策の方針図



(5) 都市施設の配置・整備方針

- ① 公共施設等総合管理計画に基づき、市有施設を最適な状態で維持・管理するとともに、市有施設の耐震化、長寿命化を進めます。
- ② 地球環境問題やまちなかの高気温対策に向けた取り組みを環境施策と連携して、積極的に展開していきます。
- ③ 社会情勢等に的確に対応しながら、都市基盤施設の整備・更新を効果的かつ着実に進めていきます。
- ④ 集約型都市構造の実現のため、施設の立地効果が期待できる適地に、必要な都市施設を配置していきます。

ア. 都市施設の配置・整備に関する基本方針

(ア) 公園・緑地

公園・緑地が不足する中心市街地において、身近な緑を創出するための総合的な取り組みを展開し、緑被地の占める割合(緑被率)を高めていきます。

※本計画における「緑被地」とは、上空から見た樹林地、草地、農耕地、公園緑地等の植物の緑で覆われた土地、若しくは湿地など緑に覆われていなくても自然的状態にある土地の総称です。

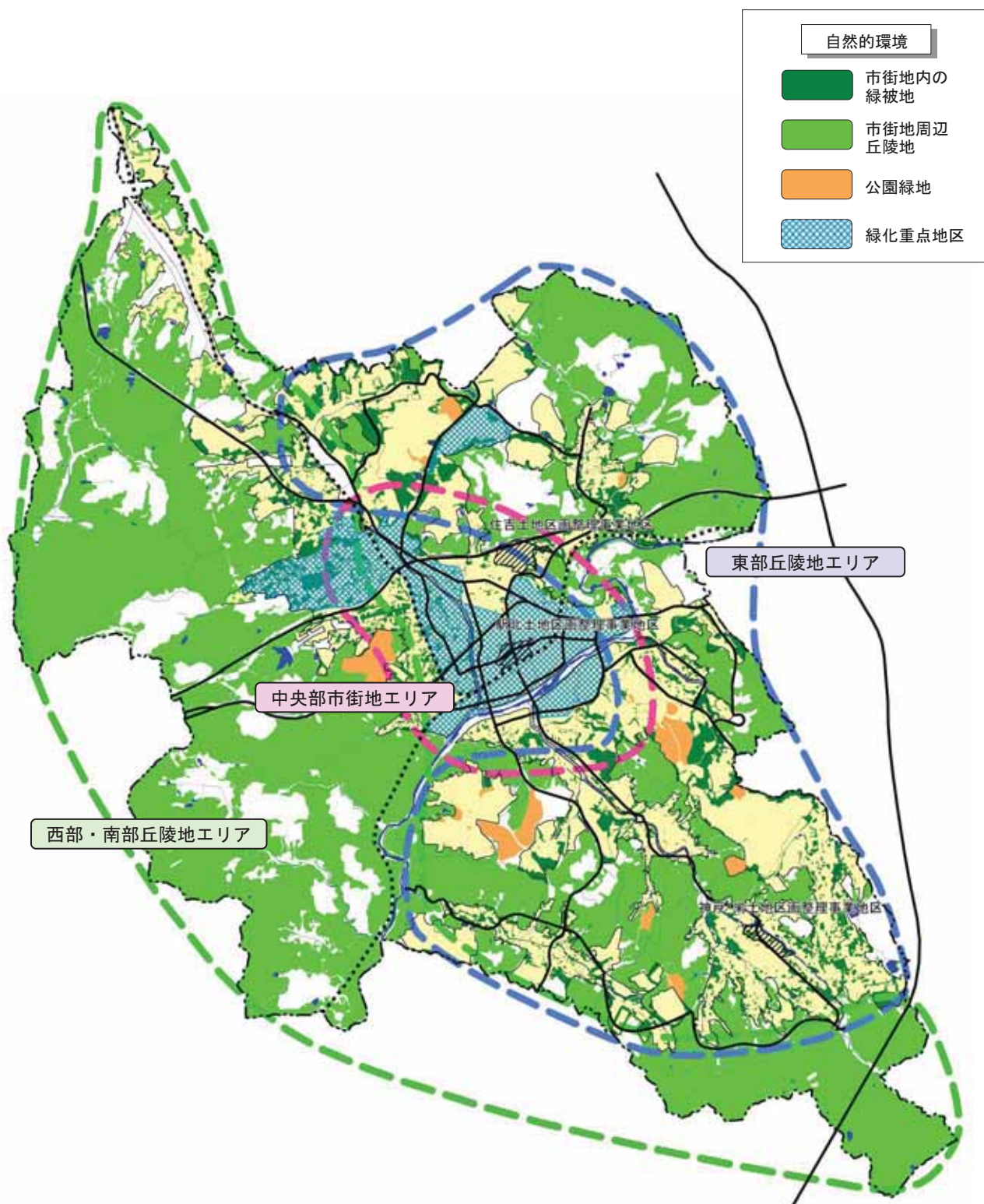
① 計画的な整備と維持管理による都市公園等の確保

- ◆ 土地区画整理事業地内での都市公園等の計画的な整備を進めていきます。
 - 多治見駅北土地区画整理事業地内での都市公園整備
 - 神戸・栄土地区画整理事業地内での都市公園整備
 - 多治見住吉土地区画整理事業地内での都市公園整備
- ◆ 公園施設長寿命化計画に基づき既存の都市公園ストックを適切に維持、管理し、将来にわたって安全で快適な利用の確保に努めます。
- ◆ 少子高齢化社会における市民ニーズに沿った公園・児童遊園の配置や規模・内容の確保に向け、設置基準の見直し等を検討していきます。

② 生活環境を豊かにする緑の確保に向けた総合的な取り組み

- ◆ 中心市街地においては、魅力あるまちなみ形成に向け、身近な広場や緑の確保に努めます。
- ◆ 郊外部の自然環境豊かな地域において、自然公園や身近な里山などの自然空間を保全するとともに、自然と触れ合える場として整備・活用します。
- ◆ 美しい風景づくり条例等に基づく大規模行為に対する緑の創出、緑化重点地区での緑化助成による緑の創出など、民有地緑化への助成・指導・啓発活動を展開します。
- ◆ 学校をはじめとする公共施設での緑地量の増加、道路空間への街路樹の設置など、公共用地緑化を進めます。

公園・緑地の整備方針図



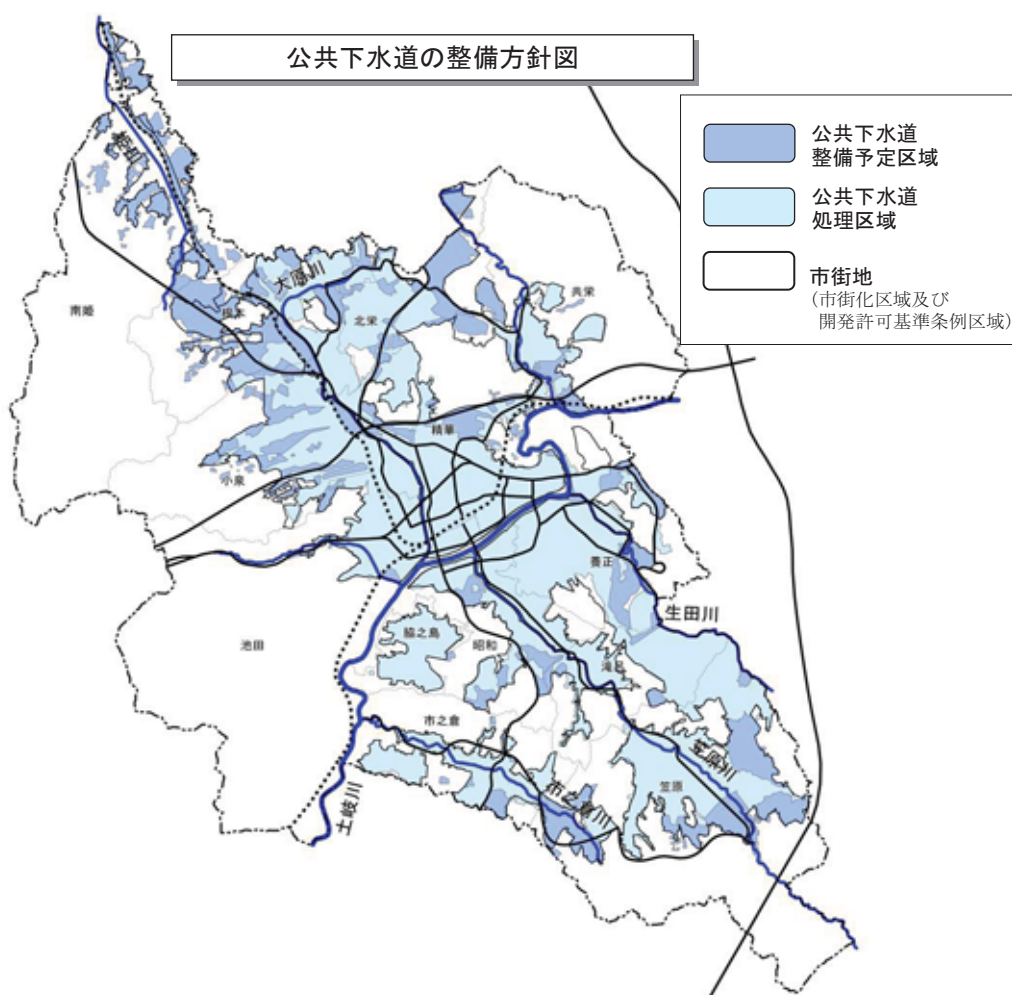
(イ) 下水道

① 下水道整備の基本的考え方

- ◆ 浸水による被害や河川の水質悪化などを未然に防止し、公衆衛生の向上を図り、安全で豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

② 下水道整備の方針

- ◆ 下水道施設の有効利用を図るため、長寿命化対策を進めるとともに、施設の統廃合を検討します。また、公共下水道総合地震対策計画に基づき、施設の耐震化を図ります。
- ◆ 多治見市公共下水道基本計画に基づき公共下水道の整備推進を図り、姫地区・笠原地区等の未普及地区の解消に努めるとともに、処理場の高度処理化を実施します。
- ◆ 公共下水道の計画区域以外の地域では合併処理浄化槽の普及促進を図り、公共水域の水質保全に努めます。
- ◆ 既設雨水ポンプ施設等の機能強化により雨水排水対策を実施し、浸水防除に努めます。



ウ) 河川・砂防

① 河川・砂防整備の基本的考え方

- ◆ 洪水被害及び土砂災害を軽減し、治水の安全性を高めるため、親水性と自然環境との調和に配慮しながら河川・砂防の整備に努め、安心して豊かに暮らせるまちをつくります。
- ◆ ハザードマップを活用した図上訓練や、緊急メール等による情報提供手段の周知を図り、市民と一体となった災害時の危機管理意識の向上に努めます。

② 河川・砂防整備の方針

- ◆ 河川被害の未然防止の観点から、土岐川圏域河川整備計画に基づき、緊急性の高い河川より順次改修に努めます。
- ◆ 都市河川の直接浄化として、良好な水辺環境の復元を図る多自然川づくりを推進します。
- ◆ 土砂災害を防止する観点から、砂防えん堤や溪流保全工、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害対策を推進します。
- ◆ 開発行為等による雨水や土砂の流出の抑制対策として、沈砂調整池や雨水流出抑制施設等の設置と適切な維持管理により総合的な治水対策を推進します。

(エ) その他の都市施設

① 環境衛生施設の整備方針

- ◆ ごみの分別収集と減量化に努めることで、焼却場や一般廃棄物処分場の負荷を軽減します。また、焼却場や一般廃棄物処分場の延命化を図るため、施設の適正管理に努めます。
- ◆ 新たに整備・供用開始された火葬場を適切に維持管理していきます。
- ◆ 三の倉センターについては、安定稼働のため整備計画を策定し、大規模修繕を行うとともに、一般廃棄物処理施設の長期的な整備方針を検討します。
- ◆ 墓地については、需給見込みを再検証し、必要に応じて多治見墓地公園(平和霊園)の区域を見直します。

② 教育施設の整備方針

- ◆ 老朽化した小泉小学校の建て替え、愛児幼稚園と精華小学校附属幼稚園の統合整備、学校給食調理場の計画的整備など、必要な施設の更新と修繕に努めます。

③ その他の整備方針

- ◆ 大規模災害に備えて、橋やため池、防火水槽の耐震化を進めます。

④ 福祉施設の整備方針

- ◆ 老朽化した保育園の大規模改修など、必要な施設の更新と修繕に努めます。
- ◆ 市民が健全な福祉を享受するため、高齢者福祉計画、障がい者計画に基づいて保健福祉サービスの充実に資する施設整備に努めます。

⑤ 医療施設の整備方針

- ◆ 3次医療機関である岐阜県立多治見病院は、市民の利便性とまちの賑わいに考慮して中央部市街地エリアでの立地更新を図ります。1次医療機関については地域の実情に応じた立地を誘導します。
- ◆ 2次医療機関である多治見市民病院については、平成24年に建替えた現在の施設において必要な医療を提供していくとともに、機能の強化を図っていきます。

⑥ 公民館等の公共・公益施設の整備方針

- ◆ 公民館や児童館及び市役所地区事務所等の公共・公益施設については、地区住民の利便性や施設の効率的運営に配慮して、整理・統合することを原則として、更新・長寿命化を進めます。

(6) 居住環境の保全・形成方針

- ① 誰もが安心していきいきと暮らせる住まい・まちづくりを進めます。
- ② 地域特性を活かし、子育てしやすく定住できる住環境づくりを進めます。
- ③ 長く住み続けられる住まいづくりを進めます。
- ④ 地域の福祉や防犯・防災での共助が育つ地域力の維持・向上に努めます。

ア. 魅力ある居住環境の保全・形成に関する基本方針

① 計画的取り組みによる定住の促進

- ◆ 多治見駅北・駅南地区で進める市街地整備と都市機能の集積による中心性の発揮に合わせ、その周辺地域において、土地の高度利用を図りながら、良好な居住環境を形成するまちなか居住を促進します。なお、医療・福祉サービスを含め生活利便性が高い立地性を背景に、高齢世代の定住を支援していきます。
- ◆ 住居地域として整備・発展してきた郊外部の住宅団地において、空き家・空洞化対策を含めて、子育て世代の流入促進を図ります。
- ◆ 駅周辺地区の商業地域内において良好な居住環境を維持・増進していく地区、周辺市街地の中高層住居専用地域内において低層の住・商共存の市街地形成をめざす地区など、指定用途地域が許容する建物用途や形態に対し、「地区計画」によって地区独自の制限を付加することで、地区内の良好な居住環境を保全・形成していきます。

② 良好な都市景観の形成

- ◆ 都市の風景に大きな影響を及ぼす大規模な行為に対する基準の設定、風景づくり協定の締結や風景づくり推進地区の指定による良好な風景の保全と創出など、都市の美観と自然景観を守るため、景観法と多治見市美しい風景づくり条例に基づく「風景づくり計画」を推進し、将来にわたって誇ることができる美しい風景を創出していきます。
- ◆ 魅力あるまちなみ形成に向け、多治見市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を規制・誘導し、適正な広告景観を形成します。

③ 緑豊かな市街地環境の保全と形成

- ◆ 都市緑地法に基づく緑地協定制度の活用などにより、緑豊かな住宅地の環境を保全していきます。
- ◆ 市街地内の民有緑地に対する新たな保全制度を検討していくなど、中心市街地から眺望できる斜面緑地の保全を図っていきます。
- ◆ 中心市街地での暑さ対策とうるおいあるまちなみ形成に向け、水辺の創出・活用とともに緑被率を高めていきます。

④ 生活インフラの確保と向上

- ◆ 市民ニーズや居住状況に沿った公園・児童遊園の配置により、子どもが安心して遊べる場所の確保に努めます。
- ◆ 郊外団地と中心部との移動、中心市街地における快適な移動等を確保する公共交通体系を構築していきます。
- ◆ 生活道路への通過交通の侵入を抑制する交通誘導策を進め、安全な歩行環境を創出するとともに、ブロック塀除去を促進し、災害時の避難路確保を進めます。
- ◆ 建物の通風、日照の確保や火災時の延焼防止、緊急車両の通過など、道路の持つ機能を発揮できるように、狭あい道路の解消を進めます。
- ◆ 誰もが安心・安全に移動や施設利用ができる環境の形成に向け、バリアフリー基本構想に基づき多治見駅周辺地区を重点地区として、駅・駅前広場、官庁施設、医療・福祉施設、教育文化施設、公園及びこれら施設を結ぶ道路等を整備していきます。
- ◆ 水道施設の安全性、効率的な維持管理に基づく施設の整備・更新とともに、水道事業基本計画に基づく水道管の更新・耐震化を進めます。
- ◆ 大規模災害に備え、防災倉庫の計画的な配置を進めます。

イ. 定住促進に向けた住まいの確保に関する基本方針

民間賃貸住宅（マンション・アパート）の建設が進み、近年は空室数も増加状況にあることから、民間住宅ストックの活用を基本として、今後の住宅対策を検討していきます。

① 住宅ストックの改善と活用

- ◆ 住宅のリフォームや取壊しへの支援による住まい環境の改善、マイホーム借上げ制度活用による移住・住み替えの促進など、住宅ストックの利活用・循環を促します。
- ◆ 住宅困窮者や多子世帯に対する民間賃貸住宅への入居支援制度を継続し、市営住宅機能を補完していきます。

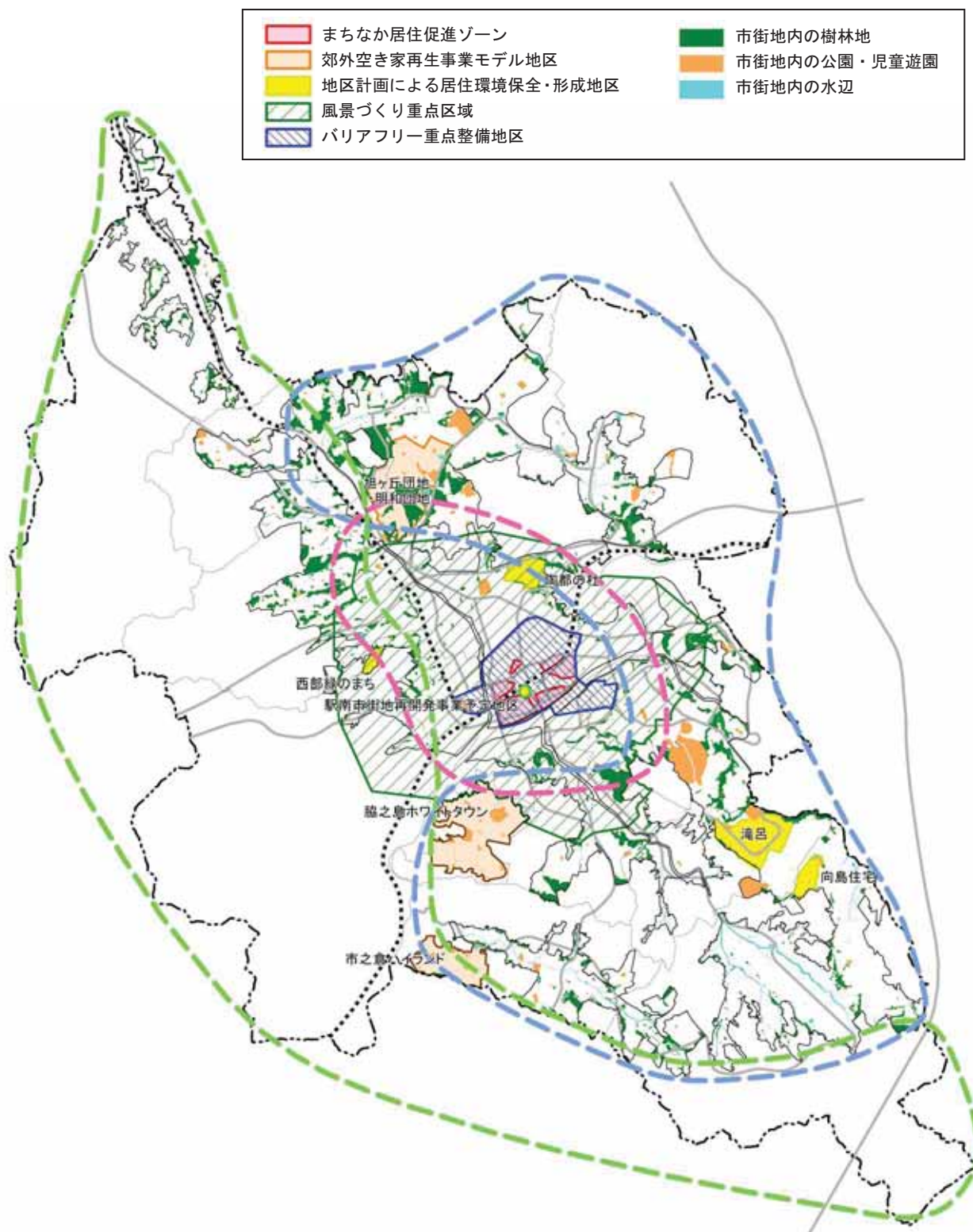
② 民間住宅整備への支援

- ◆ 定住人口と交流人口の増加に向け検討を進めている多治見駅南地区において、高層共同住宅の建設を含む市街地再開発事業への支援を進めていきます。
- ◆ 民間事業者による高齢者向け優良賃貸住宅などの活用・供給を支援します。

③ 市営住宅の計画的な管理

- ◆ 老朽化した市営住宅の計画的な廃止に向け、入居者の適正な移転先の確保とともに、生活利便性等の地理的特性を考慮しながら、集約化を進めていきます。
- ◆ 良質なストックについては、市営住宅長寿命化計画に基づき、適正に維持管理していきます。

居住環境の保全・形成方針図



第3章 地区別構想

- 1 中央部市街地エリア……………47
- 2 東部丘陵地エリア……………57
- 3 西部・南部丘陵地エリア……………67

第3章 地区別構想

1 中央部市街地エリア

鉄道南部の旧市街地から、鉄道北部の国道沿い周辺地区を軸に広がる市街地(市街化区域)を主体とするエリアです。内環状道路で囲まれる「中心市街地」とその外側に位置する「周辺市街地」で構成されます。



4車線化により渋滞が緩和された(愛称)陶都通り



土地区画整理事業等で整備された駅北地区



景観整備が進んだ多治見駅南駅前通り



まちなみ環境整備が進む本町オリベストリート

(1) エリアの課題

① 中心市街地での地区別人口動向に格差

- ◆ 中心市街地においては駅北周辺地区で人口増加が続いていますが、大原川西側地区や北部の国道沿道周辺地区での人口動向が増加から横ばい又は減少に推移、駅南地区と川南地区での人口減少は全体的に軽減しているものの、東部側の地区で依然として高い減少率となっています。

② 商業施設の分布状況に変化

- ◆ 近年、北部の国道沿道周辺や大原川西側地区で商業施設の立地が進み、中心商業地の駅南地区・川南地区において、空き店舗の増加等により商業用地が減少し、その後も商業施設の多くがJ R中央線の北側で立地・更新されています。

③ 旧市街地における防災面の課題

- ◆ J R中央線南側の住宅と店舗等が混在する旧市街地においては、狭あい道路が多い密集市街地となっており、建物の老朽化対策を含めて火災や震災などの防災面の対策が必要となっています。

④ 幹線道路における交通渋滞の一部緩和と慢性化

- ◆ (都)音羽明和線や国道248号南バイパスの開通に加え、多治見インター交差点から国道19号住吉町の区間(愛称 陶都通り)が4車線化され、中心市街地北部での幹線道路の混雑が一部解消されました。しかし、通勤通学時の多治見駅への交通集中と市街地を横断する土岐川・J R中央線をまたぐ南北方向の交通を中心に慢性的な交通渋滞が発生しています。

(2) まちづくりの現況

A 駅北地区での都市拠点環境の形成

- ◆ 多治見駅の橋上駅舎や南北自由通路の整備後、駅北土地区画整理事業地内に市役所駅北庁舎を立地し行政窓口サービスを集約しました。水と緑豊かな駅北広場や立体駐車場・自転車等駐車場の供用開始に加え、新たな賑わい空間となる駅北広場の有効活用を進めています。

B 駅南地区での市街地再開発計画の検討

- ◆ 橋上駅舎や南北自由通路、駅北地区での都市拠点環境の形成を契機に、駅南駅前の商業施設を中心として、市街地再開発の機運が高まっています。

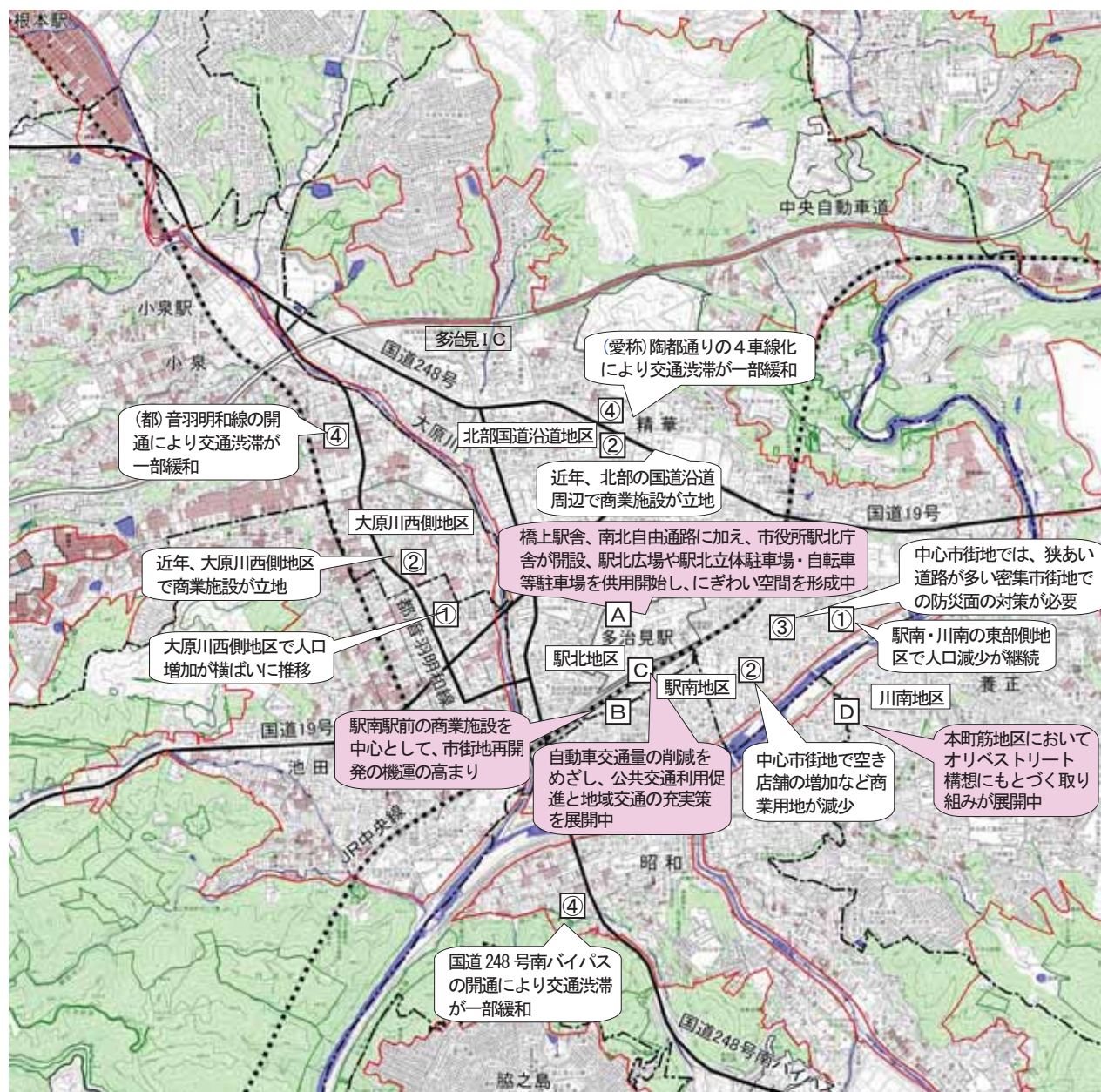
C 公共交通の充実施策の展開

- ◆ 交通渋滞緩和、地球環境保全、中心市街地の活性化の観点から、コミュニティバス中心市街地線の運行を行っています。
- ◆ 路線バスの利用促進のため、民間事業者との共同により、平日昼間運賃の上限を低減する取り組みを行っています。
- ◆ 駅北駅前広場と南北自由通路の完成により駅南駅前広場に集中していた自動車交通が分散化しています。

D オリベストリート構想による地域活性への取り組み

- ◆ 本町オリベストリートにおいて、都市計画道路の廃止を契機とし、産業支援拠点施設として整備した創造館や蔵などの地域資源を生かしたまちづくりが展開されています。

中央部市街地エリアの現況



市街化区域界

地区(校区)界

山林・樹林地

農地(田・畑)

河川・水路・水面

保安林区域

農用地区域

(3) まちづくりのテーマ

『多くの人が集い楽しむまちづくり』

- ① 集約型の都市構造の核となるエリアをめざしたまちづくりを展開します。
- ② 中心市街地の再生・活性化を軸に、商業・サービス、公共・公益施設を効果的に配置するとともに、安全で快適な交通環境・生活環境を形成します。

(4) 市街地の整備方針

暮らしやすい元気なまちを維持していくため、既存ストックの有効活用に力点をのいた集約型都市構造への転換をめざす核となるエリアとして、効果的な商業・サービス、公益施設の配置と、誰もが安全で快適に移動できる交通環境・生活環境の形成をめざします。

① 中心市街地

区域の外郭を構成する内環状道路の形成により、中心市街地に集中する交通の分散を図ります。また、多治見駅北土地地区画整理事業や駅南駅前地区の商業施設を中心とした市街地再開発の機運の高まりを契機として、まちの賑わいの再生と活性化をめざします。

《駅周辺地区》

- ◆ 市街地整備が行われた駅北地区においては、市役所駅北庁舎(窓口サービス機能を集約)立地による都市機能の集積促進に加え、駅北立体駐車場等の供用開始や路線バス利用促進策の展開による交通利便性の向上を契機に、適正な高度利用施設の誘導を進め、都市としての拠点性を高めていきます。
- ◆ 幹線道路沿いで無電柱化を進める駅北地区の市街地において、水と緑あふれる風景を形成していくとともに、自動車交通の負荷の少ない賑わいある施設の立地を誘導し、低炭素社会づくりを進めます。
- ◆ 駅南駅前地区で機運が高まる市街地再開発事業を推進し、商業拠点の創出、定住人口の増加、交通環境の向上に向けたまちづくりを進めます。また、市街地再開発を契機として、駅前通り沿道や商店街の活性化を図ります。
- ◆ 南北自由通路を中心に、駅北地区と駅南地区のつながりを形成し、駅南北を一体のものとしてコンパクトシティの顔を形成していきます。
- ◆ 駅北広場への虎溪用水を活用した水辺の創出や、公園等の公共空地を活用した緑化の推進に努め、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。
- ◆ 中心市街地の賑わいを取り戻すため、居住人口の増加をめざします。このため、中高層マンションと既存の低層住宅の共存を図るなど良好な居住環境の確保に努めます。
- ◆ 中心市街地における安全な歩行者・自転車空間の確保により、誰もが安全で快適に移動できる交通環境・生活環境の形成に努め、まちなかでの生活の利便性を高めていきます。

- ◆ 美しい風景づくりのため、まちの玄関口である多治見駅南北の駅前広場周辺地区の屋外広告物について、重点的に整えていきます。
- ◆ 田代地区の生活道路は、多治見駅にアクセスする車両の通り道となっており、居住者の生活を脅かしていることから、カラー舗装などによるゾーン 30 の安全対策の推進を図ります。

《北部地区》

- ◆ 幹線道路の整備を通して沿道土地利用の活性化を促し、都市の利便性を高めていきます。
- ◆ 美しい風景づくりのため、まちの玄関口である多治見インターチェンジ周辺幹線道路の屋外広告物について、重点的に整えていきます。

《川南地区》

- ◆ 地域の歴史ある資源や伝統文化等の活用を通して集客を図る「オリベストリート構想」に基づくまちづくりを展開します。

② 周辺市街地

中心市街地に隣接する住宅地として、東側地区は東部丘陵地エリア、西側地区は西部・南部丘陵地エリアと、それぞれのまちづくりイメージを共有する良好な居住環境の形成をめざします。

- ◆ 中心市街地北側の国道 19 号沿いの一部については、工業系土地利用との調整を図ったうえで沿道商業地として位置づけ、沿道型サービスの用に供します。
- ◆ 中心市街地の北部から東部、南部にかけての段丘斜面等の樹林地を有する地区においては、緑地の適切な保全と管理を行い、うるおいある風景と調和するまちなみの形成を図ります。
- ◆ 中心市街地の西部に位置する里山的な樹林地と農地が介在する地区においては、農地や樹林地の適切な保全と管理を行い、周辺の風景と調和したまちなみの形成を図ります。

(5) 自然的環境の保全・活用に関する方針

※地区別構想における「自然的環境」とは、市街地を取り囲む山林や土岐川の水面等の自然空間とその生態系に加え、庭先や公園・農地等の身近な緑や水辺など、人工的な環境ではあるものの、自然性豊かな空間や地域を対象としています。

周辺丘陵地からまちなかに冷気を呼び込むため“風の道”をつくります。また、緑被率の向上や水辺の創出など、高気温対策に努めます。

- ◆ 道路、河川等の周辺部の緑地や水辺を「風の道の軸」として捉え、保全や活用にあつめます。そのため、公共施設の緑化活動(緑のボリュームアップ作戦)による緑の創出とともに、市街地内のまとまりある民有緑地を対象に、新たな保全策を検討していきます。
- ◆ 駅北広場での虎溪用水を活用した水辺の創出など、既設用水路を活用した新たな水辺環境の創出や民有地植栽などによるまちなか緑化に努めます。

(6) 交通システム整備に関する方針

① 内環状道路と多治見駅前広場へのアクセス路線の整備

- ◆ 中心市街地の通過交通の削減に向け、内環状道路の未整備区間である(都)上山平和線の事業化と(仮)平和太平線の都市計画決定を図ります。
- ◆ 内環状道路から多治見駅北にアクセスする(都)音羽小名田線の整備完了に続き、(都)音羽小田線の整備促進と(仮)白山豊岡線の都市計画決定を図ります。

② 鉄道、路線バス、コミュニティバス等の公共交通の連携強化

- ◆ 郊外住宅地と多治見駅を結ぶ基幹交通手段である路線バスにおいて、割引制度(昼間上限運賃低減事業)の導入により、公共交通利用の促進と自動車交通の削減を進めます。
- ◆ 中心市街地を巡回するコミュニティバスの運行を継続的に改善し、移動の利便性を高めます。運行改善にあたっては、公共公益施設、商業施設、医療施設等の主要施設を結ぶなど、中心市街地の利便性の向上に配慮して行います。

③ 人に優しい交通環境の創出

- ◆ 中心市街地において、歩行者・自転車道のネットワーク化を進めるなど、環境負荷の少ない交通環境をつくります。
- ◆ 道路、駅前広場、停留所、バス車両等のバリアフリー化により、高齢者や障がいのある人の外出支援に努めます。
- ◆ 駅南地区で機運が高まる市街地再開発において、南北自由通路と結ぶデッキ整備による歩車分離、駅と各種機能とのアクセス向上とともに、駅南駅前広場の送迎機能の強化を検討していきます。

(7) 生活環境整備に関する方針

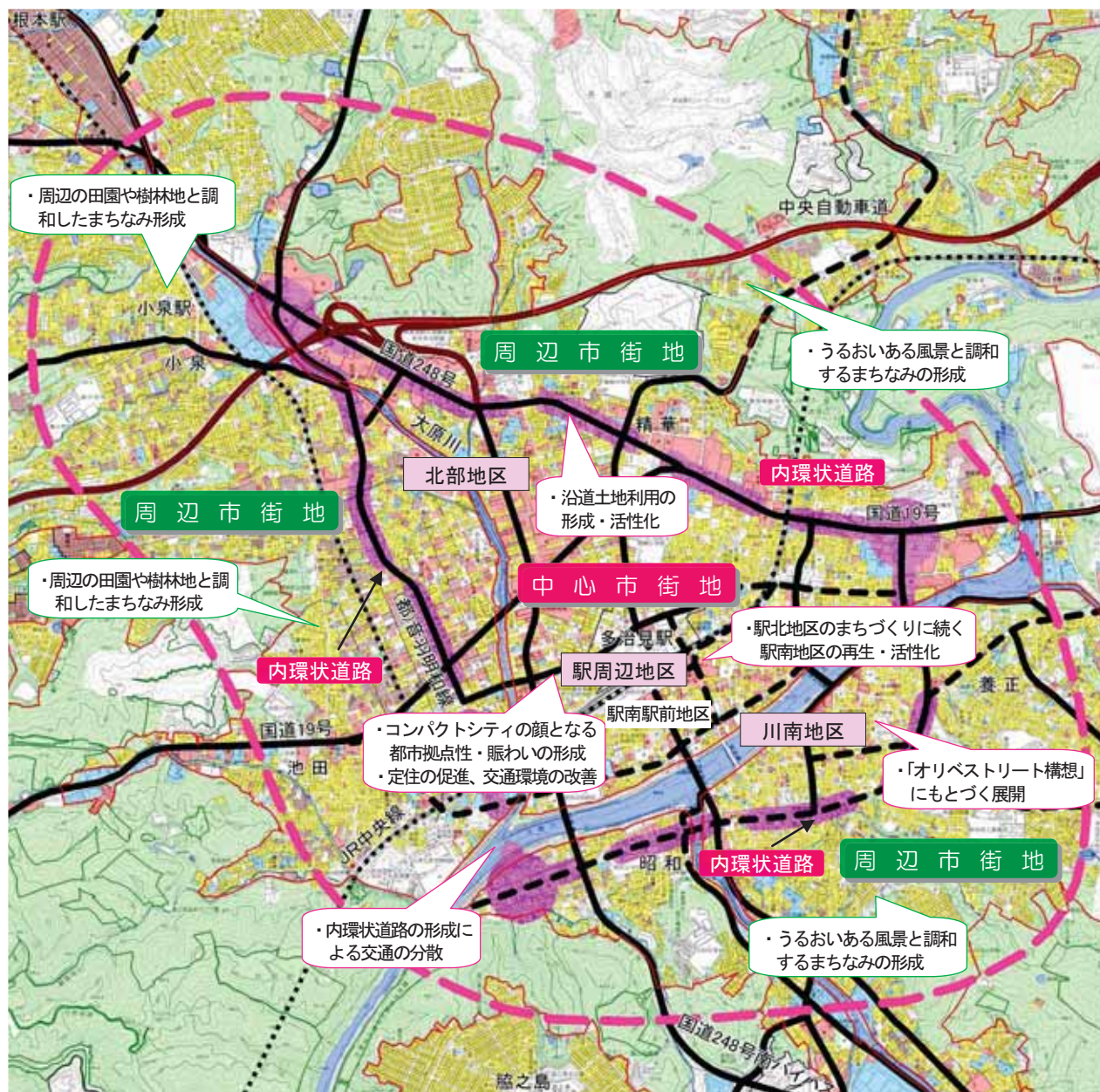
① まちなか居住の推進に向けた生活環境整備

- ◆ 駅南地区と駅北地区をつなぐ南北自由通路の整備、駅北地区への窓口サービス機能などの移転に続き、駅周辺地区への商業・サービス施設の立地誘導を図ることで、生活利便の向上をめざします。
- ◆ 屋外広告物の規制と地区計画により統一感あるまちなみを形成します。
- ◆ 新規公園整備や土岐川の親水性向上等により、うるおいある空間を確保するなど、総合的な取り組みによってまちなかの居住環境を向上させます。

② 身近な緑の創出に向けての総合的な取り組み

- ◆ 駅北地区土地区画整理事業地など市街地開発事業に伴う公園・緑地整備の推進、緑化重点地区での助成事業を通じた民有地緑化の推進、風景づくり条例に基づく大規模行為に対する緑の創出、公共用地での緑量の増加など、中心市街地での水と緑のボリュームアップにより、高気温に対処するとともに、やすらぎとうるおいのある空間の創出に努めます。

中央部市街地エリアの市街地整備方針



市街化区域界	住宅用地	山林・樹林地
	商業用地	農地（田・畑）
	工業用地	河川・水路・水面
		保安林区域
		農用地区域

(8) 重点的取り組み

重点施策のひとつである『中心市街地の再生・活性化』に向けた取り組みを中心にまちづくりを展開していきます。

A 駅周辺地区で都市中心としての拠点性を発揮させていきます

現在のまち

- ◆駅南北をつなぐ橋上駅・南北自由通路に続き、駅北土地区画整理事業地での道路・公園や立体駐車場等が整備され、民間施設の立地とともに市役所駅北庁舎が立地しました。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆駅北地区では商業施設やサービス施設の立地が進んでいます。また、地区計画等により美しいまちなみが創出されつつあります。
- ◆駅南市街地再開発を契機としたまちづくりによって、定住人口に加え交流人口も増加し、駅前周辺は多くの人で賑わっています。
- ◆駅南北を往来する人が増え、駅南地区全体に賑わいが戻りつつあります。また、駅南地区ではビルの建て替え更新も進んでいます。

B 水と緑があふれるまちなみで高気温化に対処していきます

現在のまち

- ◆風景づくり条例にもとづき緑の創出を図っています。
- ◆駅北駅前地区で豊かな水辺と緑を有する公園が整備されました。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆整備された駅北広場と空間を一体とする賑わい施設が創出され、駅前の顔として市民や来訪者に愛されています。
- ◆中心市街地では、水と緑のボリュームが増えるなど、まち全体でさまざまな高気温対策が展開されています。
- ◆中心市街地から西側周辺地区にかけての緑化重点地区では助成事業を通して民有地緑化が進んでいます。

C 土岐川周辺地区を快適な商業・居住地空間として再生させていきます

現在のまち

- ◆本町筋地区でオリベストリートとしての施設立地とまちなみ形成が展開中です。
- ◆土岐川の親水性を高める整備が進んでいます。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆本町筋地区から始まったオリベストリート構想によるまちづくりが、川南地区全体に広がり、観光客が増えています。
- ◆土岐川を訪れる人が増え、川に顔を向けた商業施設が現われ始めるなど、土岐川を軸に川北・川南地区が一体化しつつあります。また、川沿いの各所で新たな居住空間も創出しています。

D 虎渓山地区の恵まれた市街地環境と自然環境をより高めていきます

現在のまち

- ◆虎渓山地区で周辺の風景に馴染んだ飲食店舗の立地が進んでいます。
- ◆永保寺一帯では良好な風致が維持されています。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆虎渓山地区西側において、周辺の自然との調和がとれた緑豊かな住宅団地に多くの子育て世帯が定住し、増えつつある観光客とともに、まち全体が賑わってきました。
- ◆土岐川水面を含めて区域拡大した虎渓山風致地区では、良好な風致が確実に守られています。

E 中心市街地の外郭を形成する内環状道路を完成させます

現在のまち

- ◆(愛称)陶都通りの4車線化で中心市街地北部の交通渋滞が一部緩和されました。
- ◆(都)音羽明和線に続き、(都)音羽小名田線の中心市街地での整備が完了しました。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆内環状道路の北側部分が完成し、この区間の渋滞が緩和されました。また、沿道の商業立地が進み都市機能も充実してきました。
- ◆土岐川を横断する新設路線の都市計画決定がされ工事に着手するなど、環状ルート確立の目処が立ちました。

F 誰でも安全で快適に移動できる交通手段と環境を整備していきます

現在のまち

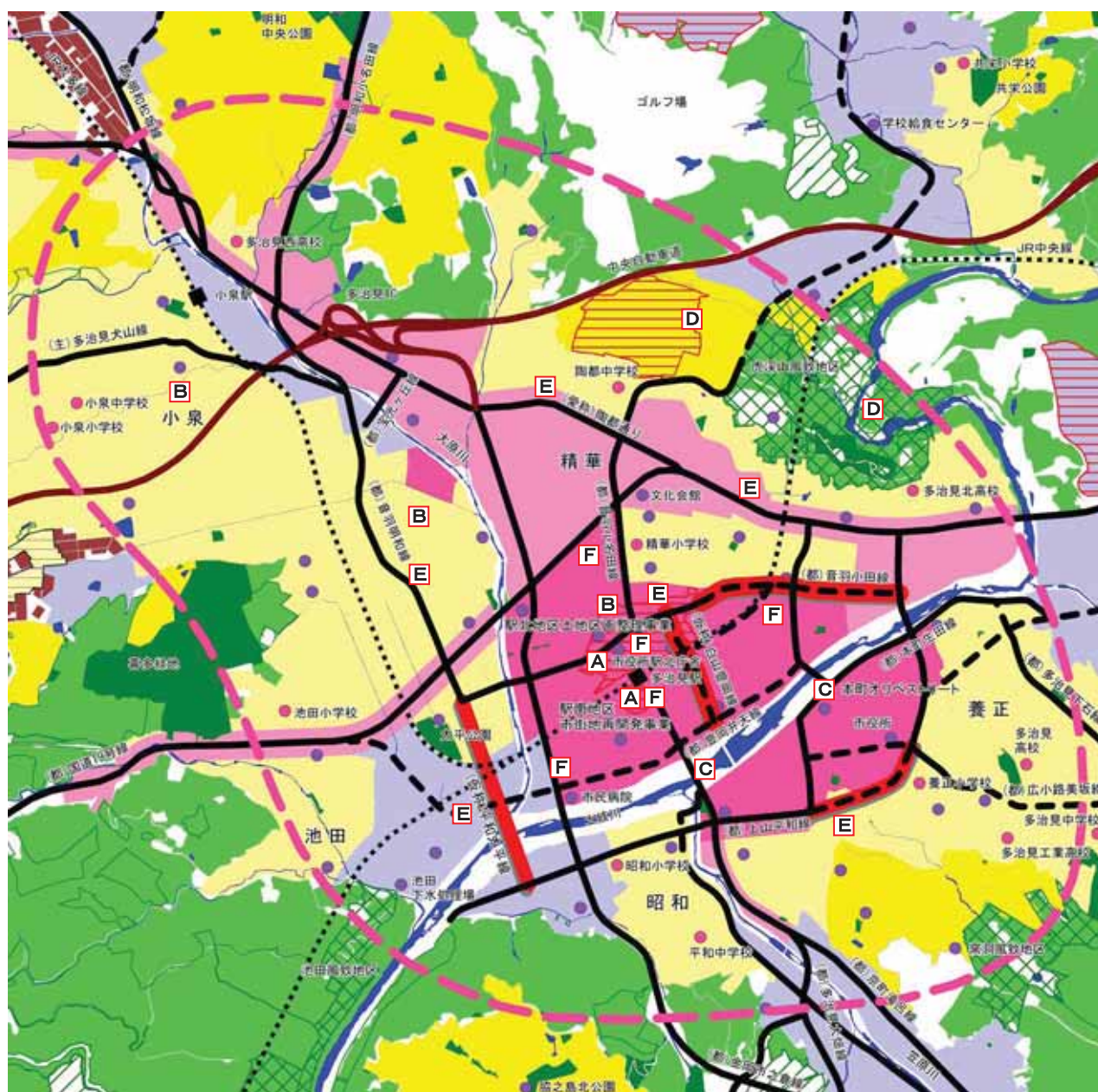
- ◆ 駅北駅前広場の完成により、バス・タクシーターミナル機能が南北に分散されました。
- ◆ 路線バスの利用促進やコミュニティバスの運行改善など、公共交通施策を展開中です。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆ 駅北駅前広場へのアクセス道路の整備や内環状道路の整備効果によって、中心市街地の生活道路への通過交通の流入が解消されつつあります。
- ◆ 駅北・駅南の交通広場、公共交通や自転車交通等の充実により、駅周辺の自動車交通量が減少し、安心・安全な歩行者空間が創出されつつあります。

中央部市街地エリアでの重点的取り組み



都市的土地利用	専用住宅地	都市計画道路(概成済)
	一般住宅地	都市計画道路(計画)
	中心商業地	都市公園・緑地
	沿道商業地	公共公益施設
	産業振興地	学校等教育施設

自然的環境	山林・樹林地
	保安林区域
	農地(農用地区域)
	河川・水路・水面

重点的取り組みの展開地

2 東部丘陵地エリア

美濃焼の生産地である高田・小名田、滝呂、笠原、市之倉地区の「地場産業振興地」と、各地区の丘陵部で住宅団地・工業団地として開発された「丘陵部開発地」で構成されるエリアです。



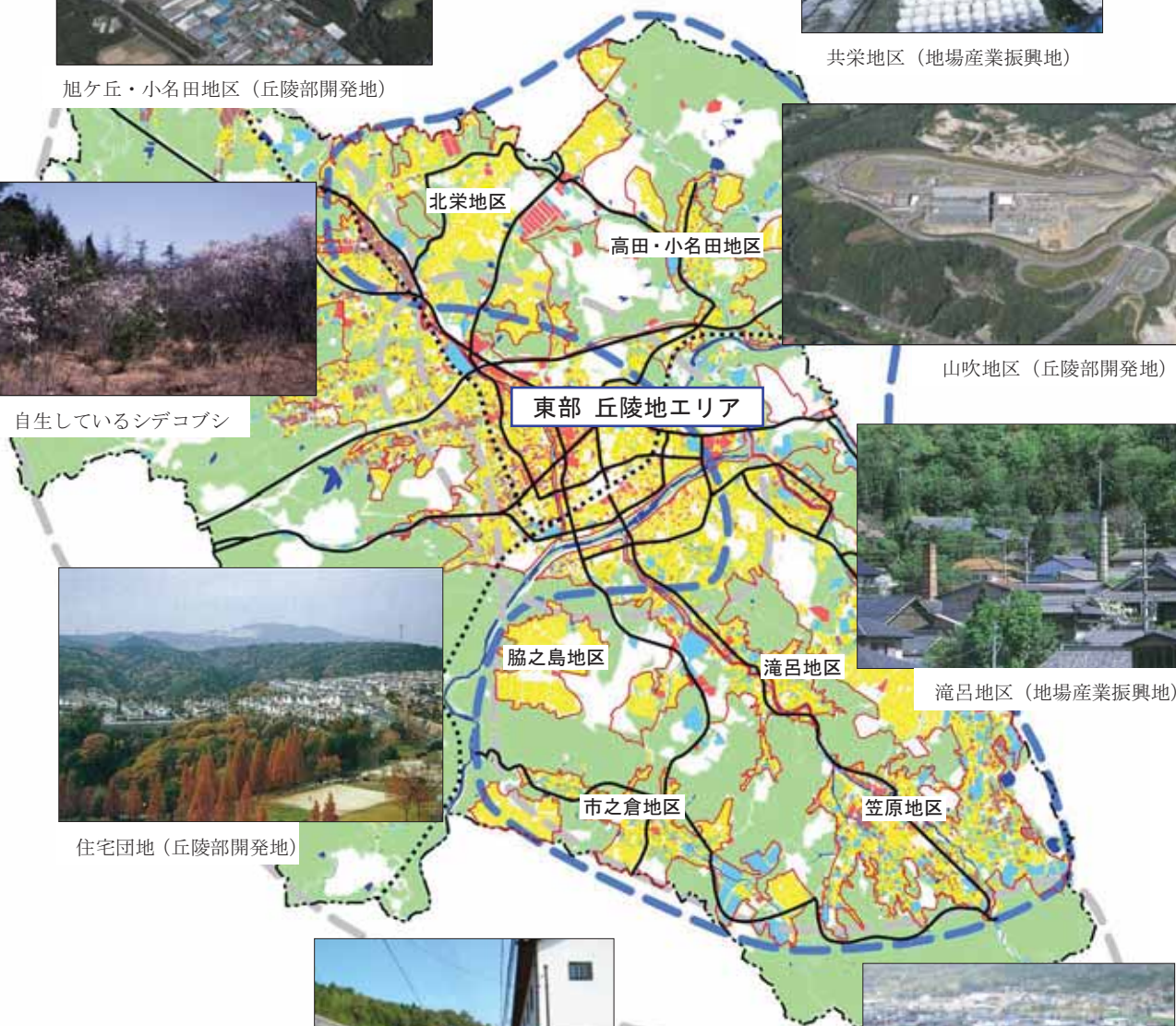
旭ヶ丘・小名田地区（丘陵部開発地）



共栄地区（地場産業振興地）



自生しているシデコブシ



山吹地区（丘陵部開発地）



滝呂地区（地場産業振興地）



住宅団地（丘陵部開発地）



市之倉地区（地場産業振興地）



笠原地区（地場産業振興地）

(1) エリアの課題

① 地場産業の停滞、工業用地の減少

- ◆ 市街地内に住宅と混在して立地している地場産業(陶磁器関連産業)施設においては、工場の撤退や縮小等が進んでおり、工業用地の大幅な減少とともに、工業施設の新築動向も極めて少ない状況です。また、陶磁器関連産業の工業指標も伸び悩んでいます。

② 住宅団地での人口減少と空き家の増加

- ◆ 丘陵部開発地における住宅団地の人口は、高田・小名田、滝呂地区等では増加傾向にあるものの、開発事業が概ね完了していることから、今後増加変動が収束すると思われます。既に北栄、脇之島、市之倉地区等では人口が減少傾向にあり、一部の早期に開発された団地では空き家が増加傾向にあり、空洞化の兆しが見られます。

(2) まちづくりの現況

A オリベストリート構想による地域活性への取り組み

- ◆ 陶磁器の里をイメージさせる市之倉地区や高田・小名田地区では、オリベストリート構想に基づき、地域主体で産業観光振興に取り組まれています。

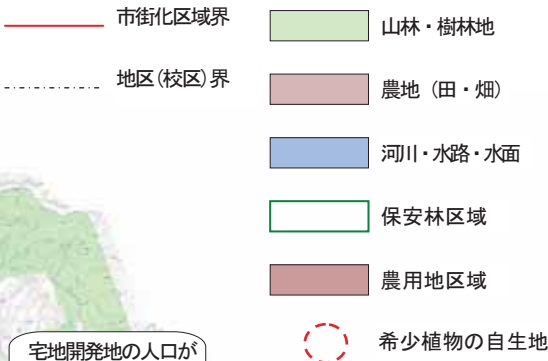
B 企業誘致施策の展開

- ◆ 東海環状自動車道の東回りルートの開通等、交通利便の高まりから、旭ヶ丘テクノパーク、山吹テクノパーク、フロンティアリサーチパーク、上原テクノパークや笠原地区鉾山跡地等などで新たな産業用地が形成され、現在、長瀬テクノパークにおいて企業誘致に必要な市街地整備が進められています。

C 笠原地区中心地での市街地開発の展開

- ◆ 農地が多く介在する笠原地区の中心地において「神戸・栄土地区画整理事業」が行われており、事業地内の幹線道路((都)笠原南北線)の供用開始や公園整備も進めており、中心地区にふさわしい賑わいある土地利用が期待されています。

東部丘陵地エリアの現況



(3) まちづくりのテーマ

『美濃焼文化と新たな産業が共存するまちづくり』

- ① 都市的土地利用と自然的環境が共存するエリアをめざしたまちづくりを展開します。
- ② 美濃焼の歴史性を生かした個性あるまちづくりを進めます。
- ③ 賑わいと活力あるまちづくりに必要な新たな産業を誘致します。

(4) 市街地の整備方針

美濃焼の歴史性を生かした個性あるまちづくりと緑地の多い良好な居住環境が共存するまちづくりを進めます。また、鉱山の跡地などで都市基盤整備が整っているか又は整うことが確実な土地にあっては、必要に応じて事業所用地への土地利用転換を図り、新規産業振興地を拡大していきます。

① 地場産業振興地

地域の独自性を発揮しながら発展してきた地場産業振興地では、地域資源を活用してまちの賑わいを創出していきます。また、まちの防災機能や交通機能の強化を図るなど快適な生活環境の形成をめざします。

- ◆ 新設のモザイクタイルミュージアムや美濃焼ミュージアム、ギャラリーヴォイス、セラミックパークMINO等、タイルを含めた美濃焼を観光資源として活用し、地場産業の振興とまちの集客力を高めていきます。また、風景づくりに配慮した美しいまちなみを創出していきます。
- ◆ 緑の多い既存の低層住宅地について、良好な居住環境を保全していきます。
- ◆ 近隣商業地域の指定維持により日用雑貨店舗を維持し、日常の生活利便を高めていきます。また、公共交通の充実などによる中心商業地とのアクセス向上に努めます。
- ◆ 地場産業を振興するため、特別用途地域の指定継続により住居系用途地域内にある中規模の陶磁器・タイル関連工場を保護していきます。また、工業系用途地域内では、公害をもたらす恐れのある工場や環境悪化が懸念される建物を制限することで周辺の生活環境に配慮します。
- ◆ 笠原地区中心部で進める土地区画整理事業により整備された幹線道路、整備中の公園を活用し、地区中心地として都市機能の集積を進めます。
- ◆ 土地区画整理事業による整備、近隣商業地域への用途地域変更、準防火地域を指定した(都)笠原南北線の沿道については、地区の賑わいを創出するとともに、市街地の密集に備え、火災に強いまちづくりを進めます。
- ◆ 建築基準法上の防火規定のない笠原地区においては、火災に強い建築物構造への転換を促します。

② 丘陵部開発地

丘陵部開発地の住宅団地においては、団地の規模と熟度に応じた都市計画制度等の活用や、団地の高齢化に対応した適当な施策の展開により、いつまでも住み続けられる環境の創出に努めます。また、工業系開発地では、周辺の自然的環境や生活環境に配慮した適正な土地利用に努めます。

- ◆ 住宅団地においては、今後の建て替え需要や増加する空き家の利活用に向け、リフォームや建直しを支援していくなど、定住促進を進めていきます。なお、高齢社会への対応に留意しつつ、それぞれの団地特性に応じた対策を講じていきます。
- ◆ 既存の卸団地(美濃焼卸団地、旭ヶ丘タイル団地)については、既定の建築制限を維持し、地場産品の集積・出荷環境を維持していきます。また、緑の多いゆとりある環境を保全していきます。
- ◆ 高田・小名田地区、滝呂地区、笠原地区、市之倉地区の地場産業振興地では、地場産品を活用した観光振興や美濃焼文化の香りが漂うまちなみ形成など、産業振興や風景づくりに配慮したまちづくりを進めます。
- ◆ 山吹テクノパーク、旭ヶ丘テクノパーク、上原テクノパーク、フロンティアリサーチパーク等の新たな産業用地での事業環境の維持に努めるとともに、整備を進める長瀬テクノパークの企業誘致を進めます。また、テクノパークの隣接地や幹線道路のインターチェンジ付近では必要に応じて新規産業振興地を拡大していきます。
- ◆ 新規産業振興地の拡大にあたっては、伐採を伴う大規模な土地形質の変更をしないことや下水道計画等の公共施設計画との整合を図って進めます。

(5) 自然的環境の保全・活用に関する方針

① 緑を生かした良好な住環境の保全と創出

- ◆ 低層住宅地を取り囲む、山林などの緑を保全するとともに、住宅地内の緑地については、緑地協定を活用し、保全と創出に努めます。また、市街地内のまとまりある民有緑地を対象に、新たな保全策を検討していきます。

② 希少植物自生地の保護

- ◆ シデコブシやハナノキなどの希少植物の保護をすすめます。

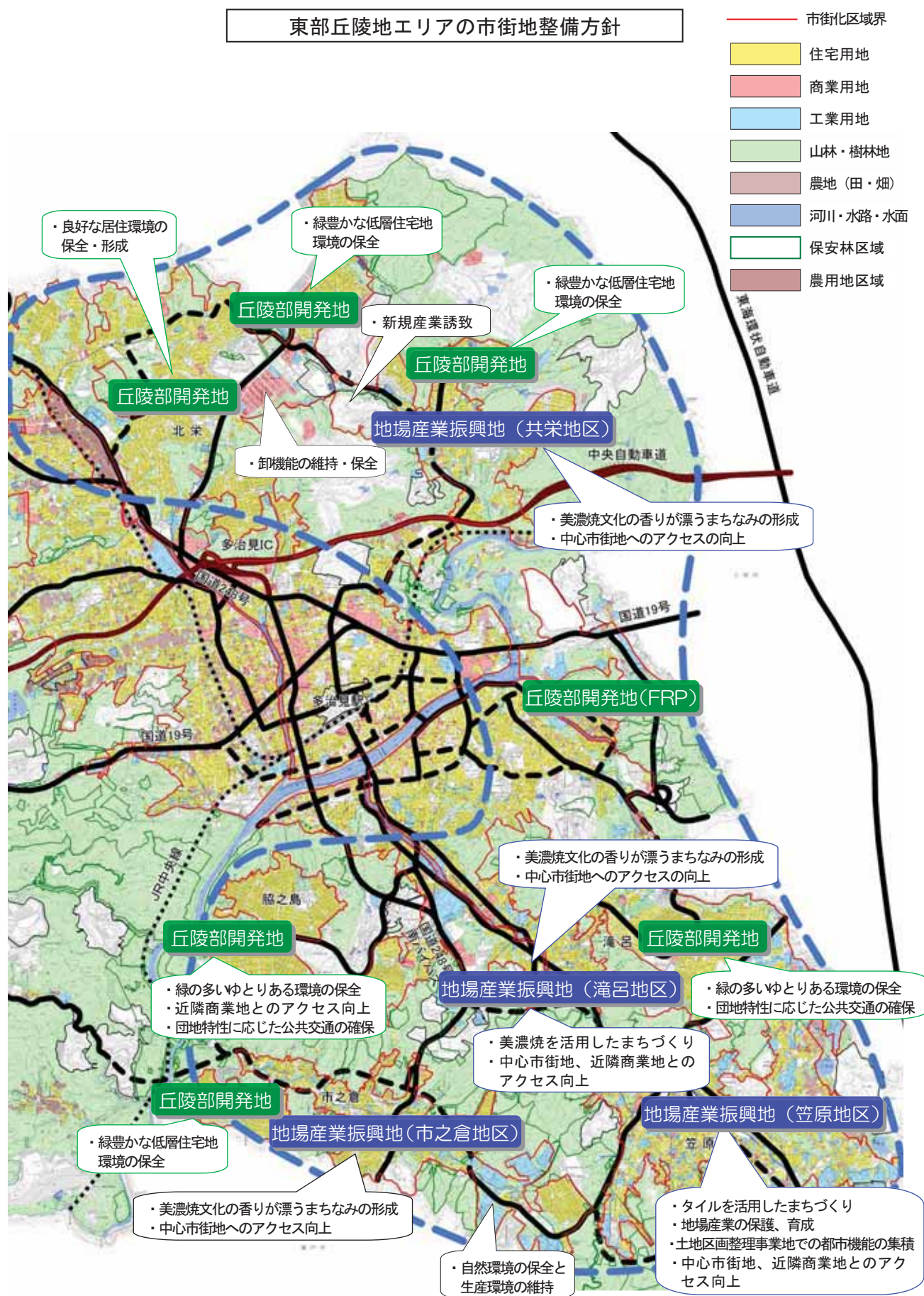
③ 山肌が露呈する丘陵部での土地利用の整序

- ◆ 市街化区域の近接・隣接部で土石・粘土採取等により土地の形質変更が行われた地区においては、事後緑化等による緑地回復とともに自然的環境への影響抑制を前提に都市的土地利用の可能性を検討し、土地利用の整序と地域の活性化に努めます。

④ 農業振興地域内農用地の保全

- ◆ 根本、小泉地区の大原川沿いに広がる農業振興地域内農用地については、農業振興の観点に加え、貯水機能を有する貴重な資源として都市防災の観点からも保全に努めます。

東部丘陵地エリアの市街地整備方針



(6) 交通システム整備に関する方針

① 公共交通の充実

- ◆ 路線バスの利用促進に向けた運賃割引制度の導入により、地場産業振興地、丘陵部開発地と中心部とをつなぐ基幹交通を強化します。
- ◆ J R 各駅や主要幹線バス停等の交通結節点において、各公共交通手段の利用環境の改善を促進します。
- ◆ 郊外団地から交通結節点への快適な移動手段の確保に向けて、地域内交通の新規導入を支援していきます。

② 円滑な自動車交通の確保と広域交通網の充実

- ◆ 外環状道路構想の整備促進を図ることで、広域交通網を充実させ他都市との連携を強化します。あわせて、市街地の通過交通を削減します。
- ◆ (都)市之倉線（一般県道下石笠原市之倉線市之倉バイパス）整備や主要地方道豊田多治見線の滝呂バイパス整備などにより中心市街地や鉄道駅とのアクセス強化に努めます。
- ◆ 市街地北部を横断する(都)高根小名田線など、地域内の自動車交通幹線道路の改良整備を進め、渋滞の緩和と交通安全性を高めていきます。

③ 安心・安全な道路空間の確保

- ◆ 笠原町まで延伸された自転車・歩行者専用道の「陶彩の径」など、郊外地域と中心市街地を結ぶ安心・安全な道路空間の確保に努めます。
- ◆ 生活道路の安全対策として、通過交通の進入抑制や速度抑制対策に努めます。

(7) 生活環境整備に関する方針

① オリベストリート構想等の展開によるまちなみの形成

- ◆ オリベストリート構想によるまちづくりや、個性豊かな風景づくりなどにより、居住と生産空間が共存した地場産業地としての生活環境を向上させていきます。

② 住宅団地における居住環境の適切な保全

- ◆ 低層な住宅団地にあっては緑地協定や地区計画などにより緑の多いゆとりある環境を保全していきます。
- ◆ 団地の高齢化に伴う買い物や通院等の不便に対し、団地特性に応じた公共交通の確保に努めます。
- ◆ 少子化に伴う空き家住宅の増加など団地の空洞化が抱える諸々の問題解決策の一つとして、リフォームや建直しへの支援による住まい環境の改善や空き家への住み替え促進など、定住促進に向けた取り組みを展開していきます。

(8) 重点的取り組み

地場産業の振興と合わせて、新たな産業の積極的な誘致をめざす『骨太の産業構造を形成する土地利用展開』に向けた取り組みを中心に、地場産業振興地や丘陵部開発地での「快適な市街地環境づくり」を展開していきます。

A 環境への配慮を前提に工業系土地利用地を創出していきます

現在のまち

- ◆フロンティアリサーチパーク、旭ヶ丘では施設立地が完了、山吹テクノパークでは施設の拡張中です。
- ◆長瀬テクノパークの整備に着手しました。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆旭ヶ丘テクノパーク、山吹テクノパークでの新たな事業環境が適切に維持され、多くの従業員が働いています。この影響で中心市街地の住宅需要も高まり、街中も賑わってきました。
- ◆長瀬テクノパークに新規企業が立地し、粘土採掘場跡地の山肌が露呈していた箇所も、計画的な緑地配置により緑豊かな事業用地が創出されました。また、新たな企業立地の計画も進んでいます。

B JR根本駅周辺において地域拠点の形成をめざします

現在のまち

- ◆根本駅周辺には比較的大きな小売店が立地しています。
- ◆農業振興地域内農用地の宅地転用地に、公民館と児童センターの複合施設が立地しました。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆根本駅周辺では大規模小売店舗や、近年立地した交流センターを地域の多くの人々が利用しています。

C 美濃焼文化の香りが漂うまちなみづくりを進めます

現在のまち

- ◆市之倉地区他で陶磁器文化を生かした「オリベストリート事業」が展開されています。
- ◆セラミックパークMINOを中心に美濃焼文化・産業の情報を発信しています。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆笠原地区でのモザイクタイルミュージアムの立地に加え、オリベストリート構想によるまちづくりが、市之倉地区以外の地場産業振興地にも拡大し、多治見市への来訪者が著しく増加してきました。
- ◆風景づくり計画により、陶器のまちとしての個性豊かで魅力的な風景が各所で創出されています。

D 公共交通の充実に向け地域特性を生かした地域交通を確保します

現在のまち

- ◆郊外団地の高齢化などにより、公共交通へのニーズが高まっています。
- ◆地域公共交通計画の実行計画「多治見市地域公共交通網形成計画」を策定しました。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆各地域において地域特性に応じた新しい地域公共交通システムが検討され、徐々に導入されています。
- ◆郊外団地と中心部とをつなぐ路線バスに、昼間上限運賃の割引制度や運行改善が実施され、利便性が向上し、路線バス利用者が増えています。

E 笠原地区市街地の都市としての様態を整えていきます

現在のまち

- ◆神戸・栄土地区画整理事業が推進中で、(都)笠原南北線が供用され、公園整備が進んでいます。

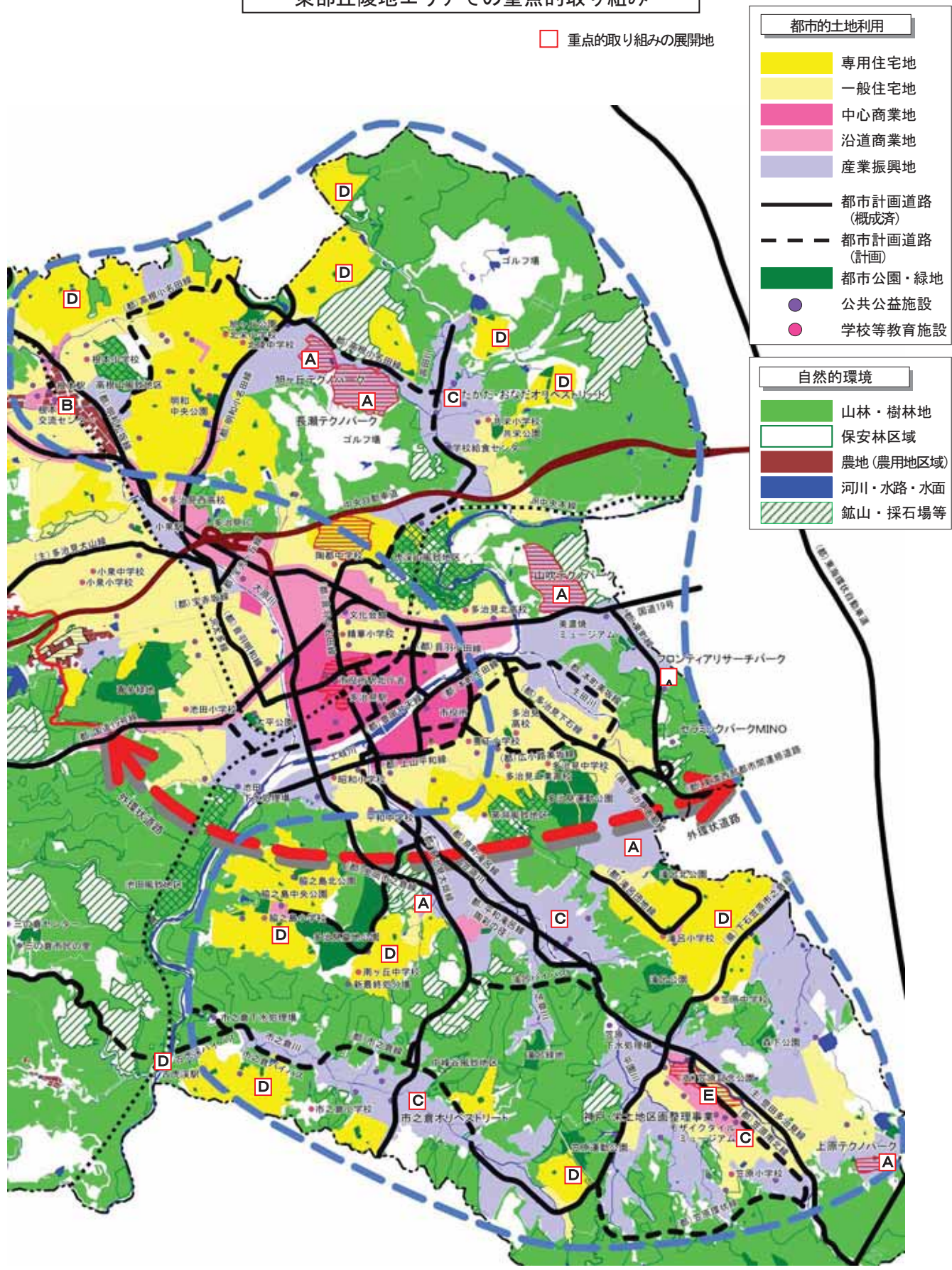


めざす将来のまちのイメージ

- ◆土地区画整理事業により整備された(都)笠原南北線の沿道で、新たなまちなみが形成されつつあります。建物の防火基準を強化した笠原地区中心部では、火災に強いまちづくりが進んでいます。
- ◆神戸・栄土地区画整理事業地内で、合併記念をテーマとした公園が整備され、多くの人で賑わっています。

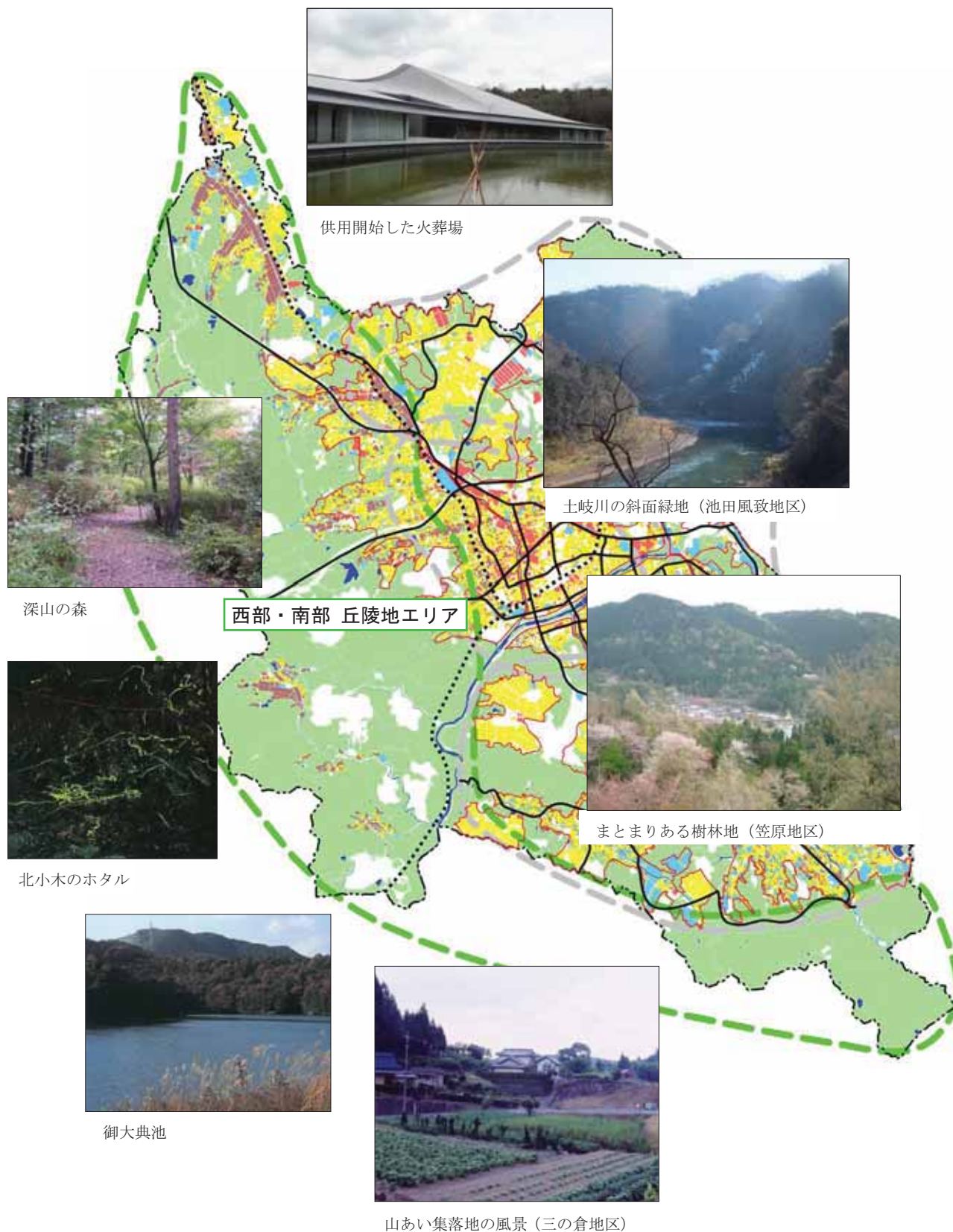
東部丘陵地エリアでの重点的取り組み

重点的取り組みの展開地



西部・南部丘陵地エリア

市域の北西から南東にかけて広がる丘陵地と山すそ・山あいの集落・住宅団地、さらには、姫川、大原川、根本川などの川沿いの農地で構成されるエリアです。



(1) エリアの課題

① 地域コミュニティの維持

- ◆ 南姫地区では、都市計画線引き以降、人口は増加傾向を示したものの、近年は減少傾向に転じ、今後は少子高齢化の影響による大幅な人口減少への転換が予測され、地域コミュニティの維持が懸念されています。

② 耕作放棄地の増加

- ◆ 平成8年の線引き制度の導入以降、農地転用は減少したものの、農業振興地域の農用地区域において耕作放棄地が増加しています。

③ 市街地をとりまく緑の分断

- ◆ 市街地を取り巻く森林地域では、多くの採石場や埋め立て処分場が操業しており、各所で緑の分断が見られます。

(2) まちづくりの現況

A 開発許可基準条例の運用による開発・建築行為の弾力化

- ◆ 集落地、住宅団地のコミュニティ維持や地域活力の向上を目的とする「多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例」を制定し、条例適用区域内の建築・開発行為について弾力的に運用しています。

B 市街化調整区域への公共下水道事業の拡大

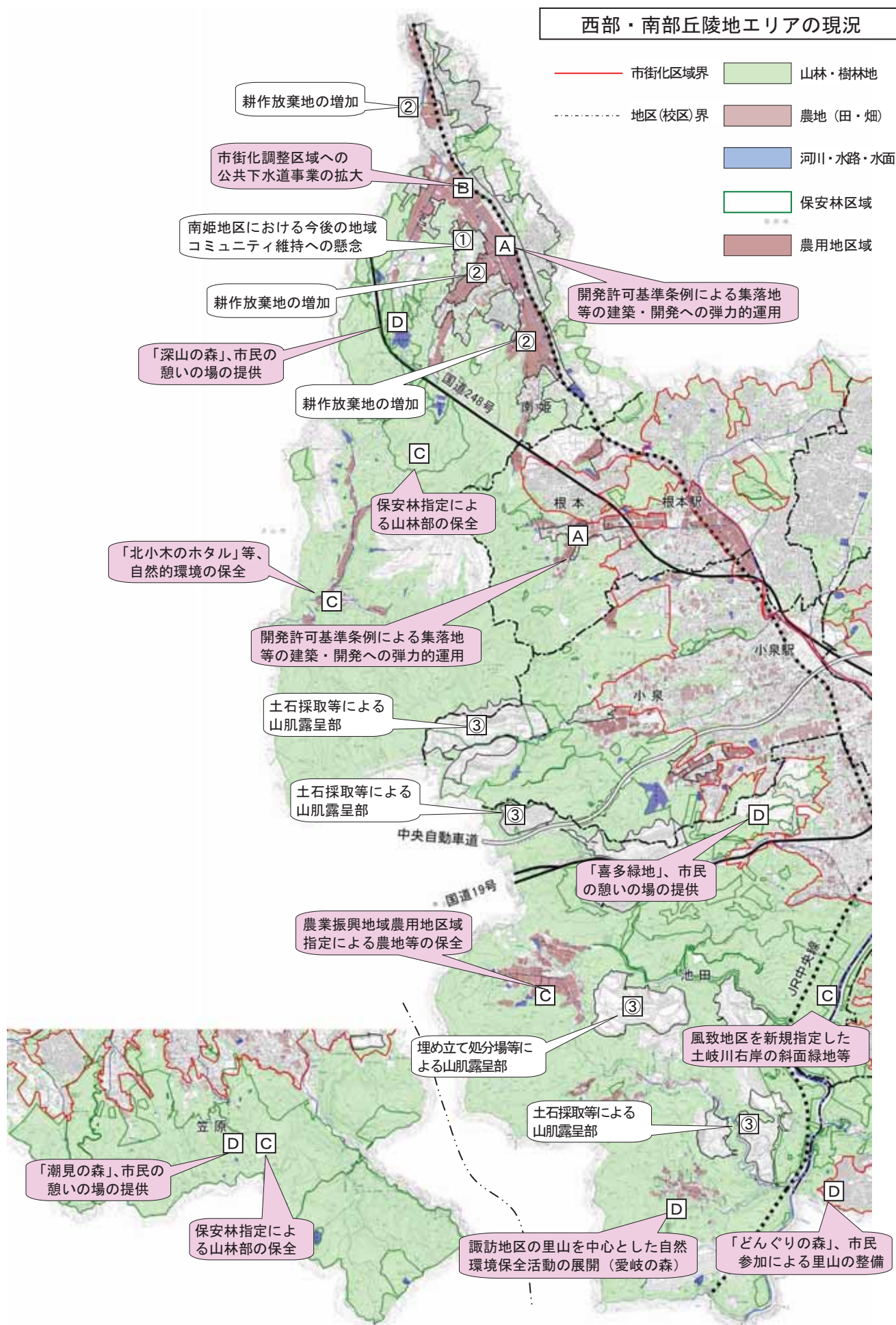
- ◆ 市街地の広範にわたって整備を推進してきた公共下水道事業において、南姫地区等の市街化調整区域での整備を拡大しています。

C 自然的環境の継続的な保全

- ◆ 山林・農地の保安林・農用地区域指定や、「北小木のホタル」の市天然記念物指定などにより自然的環境が継続的に保たれています。また、池田地区の土岐川右岸地域において、斜面緑地を主体に風致地区を新規指定しました。

D 自然と触れ合える場の整備と活用

- ◆ 「深山の森」、「喜多緑地」、「潮見の森」などが整備され、市民の憩いの場となっています。
- ◆ 土岐川流域グリーンベルト整備事業により、市之倉地区の「どんぐりの森」など、市民が主体となって身近な里山が整備されるなど、里山の整備と活用に関する活動が進められています。



(3) まちづくりのテーマ

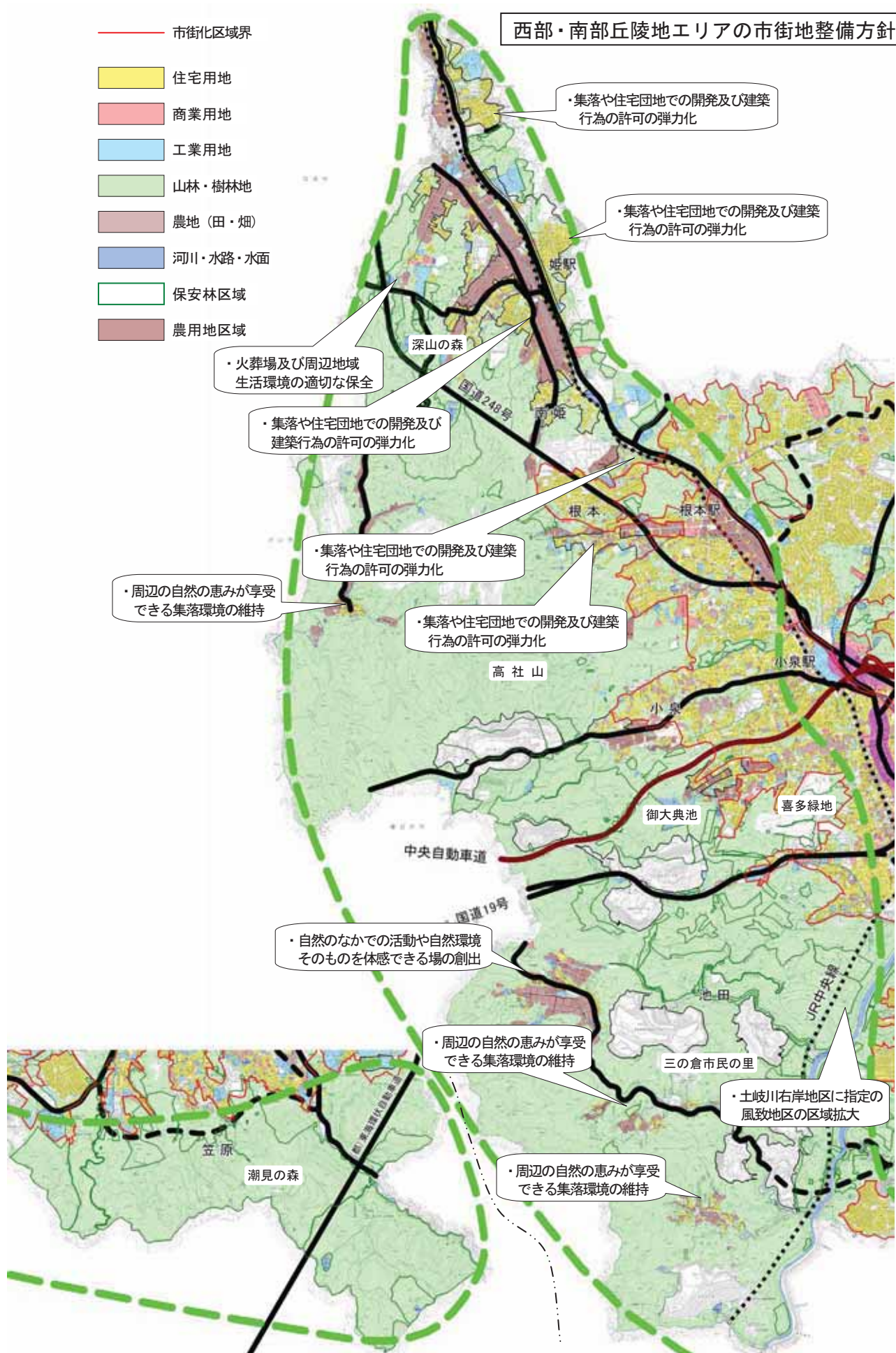
『里山の緑とともに暮らすまちづくり』

- ① 豊かな自然的環境とその環境の中での暮らしを維持するまちづくりを展開します。
- ② まとまりある緑を大切を守り育てるとともに、優良農地を保全します。
- ③ 森林、農地との十分な調整のもと、必要に応じて、まちづくりに有効な土地利用への転換を検討します。

(4) 市街地の整備方針

豊かな自然的環境とその環境の中での暮らしを維持するまちづくりを展開します。また、企業誘致や公益施設用地に必要な最小限度の土地利用転換については、森林、農地の保全と十分な調整を図って行います。

- ◆ 市街地に隣接又は近接する集落や住宅団地では、地域コミュニティの維持のため、周辺の自然的環境との調和を図りながら、引き続き開発及び建築行為の弾力化を図っていきます。
- ◆ 産業振興を目的とする事業用地の供給は、原則として市街化区域で行うこととしますが、やむを得ず市街化調整区域で供給しようとする場合は、市街化区域に隣接又は近接しているか幹線道路のインター付近であること、伐採を伴う大規模な土地形質の変更がないことなどを前提に、新規産業の立地誘導を図ります。
- ◆ 新規に整備する事業用地にあつては、公共下水道や道路などの都市施設計画、給水計画などに支障をきたさないことはもちろん、市街化調整区域での整備にあつては地区計画などにより都市計画の内容を明確にして整備を進めます。
- ◆ 国道248号バイパス大藪インター隣接地に建設された火葬場については、緑豊かで周囲の自然環境に溶け込んだ施設内の静寂感の確保とともに、周辺地域の生活空間と適切に分離し、環境の維持に努めます。



(5) 自然的環境の保全・活用に関する方針

① 優れた自然的環境の保全と活用

- ◆ 山あいの集落地においては、引き続き、周辺の自然の恵みが享受できる環境を維持していきます。また、里山として自然の中での活動や自然環境を体感できる場の創出に努めていきます。
- ◆ 広範囲にわたって優れた森林機能を有するエリアとして、残された緑地を保全していきます。また、採石場や埋め立て処分場の操業で失われた緑の回復を図っていきます。
- ◆ 「深山の森」、「潮見の森」、「喜多緑地」などの大規模な緑地や保健保安林及び「高社山」、「弥勒山」、「道樹山」などのレクリエーションや眺望で親しまれている山稜について、市民がふれあえる機会を増やすことで、大切な緑の管理や保全に対する意識啓発に努め、集落地における里山環境の保全と創出を図っていきます。
- ◆ 池田地区の土岐川右岸沿いに指定している風致地区について、対岸地区を含めて区域の拡大を図っていきます。

② 地域振興に向けた農地の適切な保全と活用

- ◆ 農地の耕作放棄や後継者不足等の農業問題をふまえた地域活力の低下を抑制するため、市民農園や観光農園による農業振興施策を展開するなど、観光と連携した都市近郊型農業の推進に向けた取り組みを進めます。

(6) 交通システム整備に関する方針

① 公共交通の充実

- ◆ 地域の実情に即した新たな地域内交通について、地域住民、事業者、行政が一体となって構築します。
- ◆ 池田南地区において、自主運行バス諏訪線（スクールバス兼用）、コミュニティバス郊外線の運行形態を見直します。また、市之倉ハイランドとJR古虎溪駅を結ぶ交通システムにより、団地の公共交通を維持していきます。
- ◆ 路線バスへの新たな運賃割引制度の導入を踏まえ、路線バスとの重複区間におけるコミュニティバス郊外線の運行改善などを検討していきます。

② 円滑な自動車交通の確保と広域交通網の充実

- ◆ 旧農免道路の有効活用により、市街地の通過交通を削減する外環状道路としての機能を確保します。
- ◆ 国道248号北バイパスの4車線化を進め、広域交通網の充実に努めます。

(7) 生活環境整備に関する方針

① 公共下水道事業等の実施

- ◆ 市街地に隣接又は近接する集落地と住宅団地において公共下水道事業を実施します。また、下水道計画区域外の地区における生活排水の処理にあつては合併処理浄化槽の設置について支援します。

(8) 重点的取り組み

地球環境の保全と都市環境の向上に寄与する『まとまりある緑や優良な農地の保全』に向けた取り組みを中心に、山すそや山あいには立地する集落地のコミュニティを維持・向上させる自然環境の適切な利活用策を展開していきます。

A まとまりある山林を保全していきます

現在のまち

- ◆都市計画制度によりまとまりある山林の都市化を抑制しています。
- ◆市街地に近接する山すそ部の広範にわたって保安林が指定されています。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆都市計画制度の活用や保安林の指定により都市化が抑制され、良好な自然的環境が保たれています。
- ◆土岐川の市街地下流に位置する池田地区において、指定している風致地区の区域拡大が図られ、河川沿いの一団の緑が適切に保全されています。

B 農業振興施策と連携し、農地を適切に保全又は活用していきます

現在のまち

- ◆農業振興地域における農用地区域指定によって、一団の優良農地を保全しています。
- ◆農地の耕作放棄が進むなか、市民農園化や農業体験・直売などの活動を実施中です。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆農業振興地域における農用地区域指定の継続により、まとまりのある優良農地が残されています。
- ◆国道 248 号等の交通の利便性を活用し、観光と連携した都市近郊型農業が進められています。

C 集落地のコミュニティを維持できる環境づくりを進めます

現在のまち

- ◆市街地に隣接または近接する集落地と住宅団地に開発許可基準条例が適用され、建築・開発行為制限が弾力的に運用されています。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆開発許可基準条例の適正な運用により、小規模店舗、医院等の地域における生活利便施設の立地が進んでいます。また、人口減少にも一定の歯止めがかかってきました。
- ◆開発許可基準条例の適用区域を中心に公共下水道事業が実施されています。

D 自然とふれあえる空間づくりや利用環境を向上させていきます

現在のまち

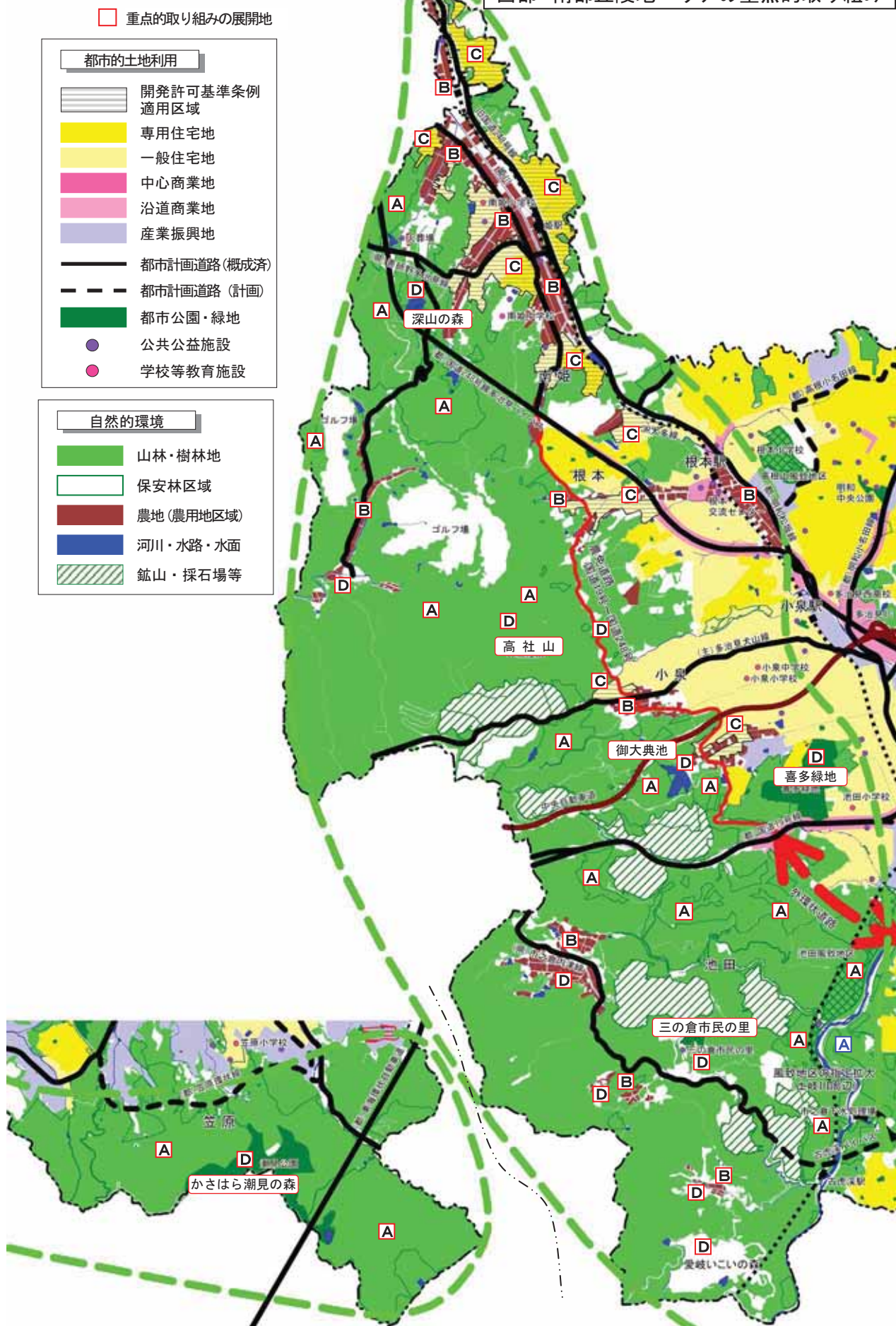
- ◆市民との協働によって、里山の保全活動が展開されています。
- ◆喜多緑地の整備や潮見公園のアクセス改善など、親しみやすい環境づくりを進めています。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆市民主体で取り組まれている市之倉地区での里山の保全活動が池田南地区にも拡大され、農地の有効利用とあわせて良好な里山の環境が保たれています。
- ◆国道 248 号多治見北バイパスの 4 車線化が完了し、広域方面から地域の自然環境豊かな空間を訪れる人々が増えています。

西部・南部丘陵地エリアの重点的取り組み



資料

用語の解説.....78

用語の解説

索引	用 語	解 説
あ行	アクセス	情報に対する操作や交通手段の連絡等の総称。目的地への交通手段(道路網や公共交通等)による接近や利便性のこと。
	NPO(エヌ・ピー・オー)	Non Profit Organization の略(民間非営利組織)。営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。
	オープンスペース	都市のなかでの建造物の建っていない場所や空間。市街地における水辺や公園・緑地・広場、道路空間などの総称。
	屋外広告物	常時もしくは一定の期間、屋外で表示されている看板、立て看板、広告塔、張り紙等。
	オリベストリート構想	オリベイズム(桃山時代に、斬新で自由な発想により茶の湯の世界に新風を巻き起こした古田織部の精神)をまちづくりに活かし、各地区で培われてきた文化等を活用して集客を図る構想。
か行	開発許可基準条例	線引きによって、市街化を抑える市街化調整区域に指定された場合であっても、既に一定以上の集落性が認められる地区については、区域を指定して開発許可基準を緩和する制度(市が定めている条例)。
	風の道構想	環境共生を目指したまちづくりの手法の一つ。本市においては、四方の山々の冷風を、河川、幹線道路、鉄道等を「風の道」の軸として市街地に送り込む構想。
	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水をあわせて処理を行う浄化槽。
	環境負荷	開発行為による緑の減少や生産活動による廃棄物の発生等、人の活動が環境に及ぼすマイナスの影響。環境を保全し、創出する上で支障の原因となるおそれのあるもの。
	企業立地	企業が、事業所や工場等を建設すること。
	狭あい道路	建築基準法第42条第2項に該当する、幅員1.8m以上4m未満の市道認定道路。
	区域区分	市街化区域と市街化調整区域の区分のこと。一般にこの区域区分を行うことを「線引き」という。
	高気温対策	散水や注意喚起による熱中症対策等。平成19年8月16日に多治見市で日本最高気温40.9℃を記録したことを機に高気温対策会議を設置。
	高度処理	下水処理場での通常の処理水質よりさらに良い水質となるよう、除去の難しい窒素やリン等の低減を目的とした処理のこと。水質環境基準の達成、水道水源の保全、湾や湖沼等の閉鎖性水域の富栄養化防止等のために行うもの。
	コ・ジェネレーション	石油やガスなどの一次エネルギーから、動力と熱、あるいは電力と熱のように2種類以上の二次エネルギーを取り出すシステム。動力や電力を得ると同時に、その排熱を利用して蒸気、温水や冷水を得ることができるため、システム全体としてのエネルギー効率はきわめて高く、省エネルギーシステムとして期待されている。
	コミュニティバス	比較的少量のきめ細かい地域の公共交通需要に対応するため、従来の路線バスを補う公共交通サービス。本市では「ききょうバス」の愛称で親しまれている。
	コンパクトシティ	市街地内の未利用地の活用による環境保全や既存の都市機能の有効活用による集約的なまちのこと。経済的な効率性の向上等が期待されている。

索引	用語	解説
さ行	里山	「手付かずの自然」ではなく、古くから農用林として人々の生活と結びつき維持されてきた「里」周辺の山林のこと。クヌギ、ナラ等の雑木林、農地、ため池、草原等で構成され、多様な生物の生息・生育空間になっている。
	3次医療機関	地域の医療機関相互の機能分担と連携強化を目的とした区分で、3次医療とは、脳卒中、心筋梗塞などの生命が危険な状態にある患者や、集中治療室での治療が必要な小児や未熟児などを対象とした高度、特殊、専門的な医療であり、大学病院や救命救急センターのほか、疾病の種類によっては急性期や重篤な患者に対する治療を行う医療機関のこと。
	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、積極的に開発・整備をする区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。
	地場産業	特定の地域に、その地域の資源や労働力等を背景として古くから発展し、定着している産業。本市は陶磁器産業。
	市民農園	都市部の住民が、自家用の野菜生産やレクリエーションを目的として、市町村・J A・農家などから借りる小規模の畑のこと。本市においては、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」にもとづきJ Aが開設している。
	循環型社会	「脱焼却」「脱埋立」を目標理念とする、ごみ減量やリサイクルに努め、環境への付加が少ない社会のこと。
	先導的都市環境形成計画	公共交通部門（公共交通実行計画）とまちづくり部門（都市環境整備方針）について、低炭素地域づくりを目指す多治見市の取り組みを示した計画。
	線引き	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する、「都市計画区域区分」の通称。
た行	多自然川づくり	治水上の安全性を確保しながら、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない自然環境に配慮した河川工事で、種の多様性確保やその川に相応しい生物の生息・生育環境等の保全・復元を目標としている。
	地球環境問題	環境問題の一種で、問題の発生源や被害が特に広域（地球規模）的なものを指す。地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など、発生源や被害地が必ずしも一定地域に限定できないもの等が該当する。
	地区計画	良好な住環境を形成し保全するため、それぞれの地区の特性に応じたまちづくりのルールを定めた地区単位の計画のこと。土地や建物の所有者等、市民が主役となって話し合いを行い、地区独自のルールを細かく定めるもの。
	低炭素社会	地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで抑制していく社会のこと。実現に向けて、化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などへの取り組みを展開する。
	デマンドバス	無線通信による利用者の呼び出しに応じて、一定地域内を不定期に運行する小型バス。定期的な運行時間に従って規定の運行ルートを回るのではなく、利用者の要望に応じて、自由にルートや時間を変えて運行することで、バス利用の向上と運行の合理化を図る。

索引	用語	解説
	特別工業地区	都市計画法に基づく地域地区のなか用途地域を補完する「特別用途地区」の一種。地区の特性や課題に応じて地方公共団体が定める条例により、用途地域制限の強化又は緩和を行う。本市においては、地場産業の保護育成と良好な居住環境の形成を図ることを目的に指定されている。
	都市基盤施設	一般的に道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設等の総称。
な行	農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、都道府県知事が指定する地域。
	農免道路	「農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業」により整備された農業用道路のこと。
は行	パーク・アンド・ライド	自宅から自家用車を運転し、最寄の駅まで行き、鉄道に乗り継ぐ形態。
	バリアフリー	障害のある方にとって障壁（バリア）となる段差をなくしたり、手すりやスロープ、点字ブロックの設置等を進め、だれでも快適に暮らせる建物、まちづくりを行うこと。また、段差など物理的な障壁のほか、心理的、制度的な障壁も含めた全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
	ヒートアイランド	都市部が周辺域より高い温度になっている現象で、等温線を結ぶと島状になる。放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことなどが要因とされ、風の弱い晴れた夜に顕著になる。
	風景づくり推進地区	重点的に風景づくり（自然環境や文化、歴史景観等の形成）を推進したり、風景を保全したりする必要があると認められる地区として、多治見市美しい風景づくり条例に基づいて市長が指定した地区。
	風致地区	都市の風致を維持するため定める地区。建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採などについて都道府県の条例で規制されている。
	プロムナード	歩行者用の公共空間で、散歩、回遊することができる空間。「遊歩廊」ともいう。
	保安林	災害の防止、公衆の保健、風致の保存その他公共の目的を達成するために、森林法に基づき指定された森林。
ま行	美濃焼	岐阜県東濃西部を中心とした地域で生産されるやきものの総称。桃山時代の織部、志野等の茶陶、明治時代の輸出陶磁器等、時代に即したやきものを送り出し、現代の食器やタイル等の生産量は全国一を誇っている。
	モビリティ・マネジメント	多様な交通施策を活用し、一人一人の移動や地域の交通流動を改善していくために行う一連の取り組み。
や行	用途地域	都市計画法・建築基準法によって定められている用途地域の区分により、土地利用を計画的に誘導していく制度。
ら行	リバーフロント	河岸や河畔など川に面した所。また、川の沿岸地帯の開発。
	緑地協定	都市緑地保全法に基づき、一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者などが市街地の良好な環境を確保するために結ぶ、緑地の保全または緑化に関する協定。

索引	用 語	解 説
	緑被率	樹木や草花で覆われた土地の面積を区域面積で割った割合のこと。 緑の量を平面的に捉える目安の指標。
	緑化重点地区	緑の量が不足している市街地での積極的な緑化を目指す「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のことで、本市においては、地区内の民有地緑化に対し助成制度を設けている。

第2次 多治見市都市計画マスタープラン 改訂計画

平成28年(2016年) 3月 発行

企画・編集 多治見市都市計画部 都市政策課

表紙デザイン 多治見市陶磁器意匠研究所

発行 多治見市役所

〒507-8703

岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地

電話 0572-22-1111(代表)

0572-22-1321(直通)

<http://www.city.tajimi.lg.jp/>